

第一百五十九回

参議院厚生労働委員会会議録第十七号

平成十六年五月十八日(火曜日)
午前十時四分開会

委員の異動

五月十三日

辞任

平野

達男君

補欠選任

浅尾慶一郎君

辞任

小林

元君

補欠選任

山本

孝史君

渡辺

秀樹君

補欠選任

大脇

雅子君

風間

昶君

補欠選任

柳田

稔君

風間

昶君

補欠選任

井上

充君

櫻井

訓弘君

補欠選任

井上

充君

柳田

稔君

補欠選任

井上

充君

柳田

稔君

補欠選任

柳田

稔君

柳田

稔君

補欠選任

が発足いたしまして、国民皆年金の体制が整いました。それまで被用者年金制度から取り残されておりました農林漁業従事者、自営業者など、あまねく年金の利益を及ぼしていくということでは、これは画期的なものでありました。ただ、国民皆年金といつても、実際にすべての国民を対象に必ず加入していただき、保険料をきちんと納めていただくといったような制度の運用がされたいたわけでは必ずしも当時なかつた、そういうことがおおよそ認識されるんです。そして、昨今の風潮では、とかく未加入や未納の期間が少しでもあれば、どんな昔のことであつても問題であるかのようない方がされておりますけれども、本当にそんなんでしょうか。そんな単純な問題ではないように思います。行政の側としても、未加入や未納の人が手続をしていないのは悪だと言えども、ほどの制度や手続について周知徹底したり、一人一人に対してその都度適宜手続をするよう通知をするといったようなことは当時は行われていつたんじゃないかなと思いますよ、私は。

そこで、厚生労働大臣にお聞きしますけれども、現行の基礎年金制度、昭和六十一年四月から実施されているわけでありますけれども、それより前

の昭和三十六年四月から昭和六十一年の三月まで、国民年金の加入の手続や保険料の納付というはどういう取扱い方をされていたのか、当時の状況を少し詳しく御説明願いたいと思います。

○國務大臣(坂口力君) おはようございます。

昭和三十六年四月に拠出制の国民年金制度が足をいたしまして、国民皆保険制度がこのときに整つたわけでございますが、それまで、今お話しございましたように、厚生年金でありますとか共済年金に入つておみえになつた方はよかつたわけでございますが、自営業者の方でございますとか農林漁業者といったような皆さん方が年金にお入りになつていなかつた多かったです。この皆さん方に保障をすることになつたわけでございます。

それまで年金制度の枠外にあつた人に対しまして年金の保障の機会を与えるということでは大き

るんですけど、そのときに、こういう年金の扱いがどうなるかということについて御通知をいたいた記憶は全くございませんし、自分で実際に加入しなければならないとか、あるいは実際にどういう手続をしなければならないかというような認識を持つことはほとんどできなかつたというものが当時の実情であったかと思います。

こういたことを改めてきちんと冷静に、客観的に理解をして、そして実際に、様々な形でこういう未納の問題が起きたりすることが実際には当然あり得る状況だったということを私はやはり冷静に振り返って見ておく必要があると思います。そして、こういたことを正確に、冷静に理解した上で今日的な立場で議論をするべきである。今日的な立場ですべて同じく当時の状況を理解しようとすれば、それは現実とは間違った形でその過去の経緯を理解することになりますから、それは国政の場で私はあつてはならないことだというふう思います。

そして次に、国会議員について、これ最初は力入できないということになつて、昭和五十五年には任意加入ということになつて、加入したい国会議員は加入できるようになりますと、昭和六十一年度になりますと、今度は強制加入ということで加入しなければならなくなりました。これは結構短い期間に大きくなり、ころころ変わったものだなと私などは思いますよ。これについては、一体どの程度、どういう形で当時の国会議員に対してこの周知徹底が個々のケースで行われたんですか。

また、いわゆる任意加入の期間というのは、これまで制度設計上、それはあくまでも加入するかどうかというのではなく、国会議員といえども、その個人の自由というものを尊重し、その自由の選択というものに基づいて行われるべきことということがこの任意加入についての基本的な概念であります。すなわち、個々人の自由の尊重というものをきちんと認識している人であれば、任意加入という問

題について、これが加入されていなかつたから問題だというようなことは、私は正直言つて言えないと思ひます。

したがつて、この点については厚生労働大臣御自身もどういうふうにお考えになつてゐるのか、是非お聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣（坂口力君）三十六年にこの皆年金制度ができましたとき、それまでに存在しました共済年金でありますとかあるいは国会議員の互助年金でありますとか、そうしたもの既にでき上がっておりますものにつきましては、そこはもう入れないということでその当時は整理をされたというふうに聞いております。

そういうふうにしてきたわけでございますが、五十五年になりますと、ちょうど三十六年から二十二年経過をしているわけでありまして、国民年金にお入りになつていた方で国会議員になられる方もおみえになる。二十年間あるいは二十一、二年というふうに国民年金にお入りになつていた方で、あともう一、三年加入をすれば年金の資格ができるといった方にまでこの加入の機会を与えたハトハトのよハカがなものかとハト御義論が出て

そこでございまして、そうした意味から、五十五年からは加入をすること、しないことを任意制度にするということになったようございます。

しかし、六十一年からおきましては、今までの年金がそれぞれのいわゆる職域単位と申しますか、国家公務員は国家公務員、地方公務員は地方

公務員、その中でも例えば旧国鉄なら国鉄、あるいは旧電電公社なら電電公社といったように職域別の、お互いの職域別に、職域保険みたいな形で

たんだん職域別の互助年金みたいな形で進んでおりましたのも、それを基礎年金部分を一元化をして、そしてもう全国民が加入をして、そして一歩にみんなで助かり合つて、こういう大転換

が行われたのが六十一 年でござります。その時点から国民年金は国会議員の皆さんにもお入りをいただくということになつたという経緯がござります

社会保険庁といたしましては、加入が義務付けられました昭和六十一年の初めには、当時の国會議員に対しまして、国會議員が強制加入となつた旨のパンフレットを作成をして、衆参両院の事務局と相談をしてこれを配付したそなでございました。しかし、これは六十一年五月当時の話でございまして、それ以後当選された新しい議員の方などに十分周知を図つてきたとは言えないわけでありまして、余りそれ以後はやつてこなかつたというのが現実でございます。

また、昭和六十年までのいわゆる任意加入の期間は、これは先ほど申しましたとおり、これはもう加入する義務は全くないものであります。こは六十年までと六十一年後とは制度全体につきましても大きく違つてゐるということだというふうに思います。

○武見敬三君 少なくとも、本来ならば昭和六年、強制加入以降は、選挙が終わつて新たに当選されてこられる国会議員の皆さん方に対しても、衆参両院やはりきちんとこうした年金にかかる制度、仕組みについてのパンフレットを私は出すべきだと思いますよ。

それで、こういったことは行政の立場ではやはり考へるべきであつて、そういうことをやらないということが実は今日の問題について非常に深く問題を複雑化させてゐると思います。したがつて、この点について改めてお聞きをしておきたいとうふうに思うわけあります。

それから、会社を退職した場合、それ国民年金の手続をしないといけないわけでありますけれども、本人がそれを知らない場合、それから忘れている場合など、閣僚の場合にもあつたと聞きますけれども、本人に対ししてそれを通知するようになつてゐるんですか。この点について厚生労働大臣の御所見を伺つておきたいと思います。

○國務大臣(坂口力君) 企業や役所に勤めていました場合は厚生年金や共済年金にそれまでは入つてゐるわけでありますが、退職した場合には国民年金に加入手続を取る必要がございます。退職時

現生ではこのような届出を通知するシステムがあり、企業から退職後の社会保険の手続について説明をいただいている場合もあるわけでございますが、そうでない場合、しっかりとその説明が全部行われていたかといえば、そうとも言えないわけでありまして、本人がその手続を知らないままであることもあったということは、一般国民の場合も含めて、これは存在したというふうに思います。このため、平成九年に基礎年金番号を導入をして、これを活用して、平成十年度から企業や役所を退職しても国民年金の届出がない者には退職二か月後と六か月後に届出用紙を同封した通知をお送りをいたしております。これにより本人が届出を忘れていたことに気付いて必要な届出をしていただけるよう今はしているわけでござります。しかし、二回はしますけれどもそれでもその対応がなかった場合にその人たちにどうするかというところまでは現在まだ至っていないわけあります。まして、今後、その届けのなかつた皆さんに考えてどう個別に対応していくかということも今後考えなければいけないというふうに思つてはいるところでございます。

でありますけれども、以前は加入手続が必要である人に個別に通知するシステムがございませんで、必ずしも親切な対応ができるになかつたと

○武見敬三君 これは恐らく、今日この年金の問題
いうふうに我々も反省をしなければならないとい
うふうに思つております。

題がわあっと沸き上がりつてきて、果たして自分は年金に入っているかどうか非常に心配になつて、今社会保険事務所の年金の相談の窓口に多くの国

民の皆さん方が殺到しているわけですね、こういった方々がなぜ自分が年金に入っているかどうか分からぬいかということの一つの背景にこういう問題があるんですよ。したがって、こういう問

問題が多大で、いかに行政上問題についてのやはりきめの細かい行政上の対応がないと、幾ら立派な制度を作つたとしても、それが運用上の問題として国民の間では理解されず

に、ひたすら不安と混乱を招いてしまうというこ

れは一例ですよね。したがって、これをやはりきちんと御認識をいたいた上で、更により適切な対応を行政としてやつていただくことを強く私は求めさせておきたいと思います。

それから、閣僚等に就任したときに国民年金の未加入の問題が生じているケース、これ多いんですね。これはどうしてこういうことが起きるのか。これは本人の側にも当然これ責任ありますよ。しかし、行政の側にもこれを誘発するような問題はなかったのかどうか。

例えば、今日皆さん方に参考資料というのを私がお配りさせていただいているんです。それで、私がいつも、制度というものについて国政の場で基本的な方針を策定する。しかし、その基本的な方針というのが実際に現実の社会でどう適用されていくのかという点になると、我々がその方針を策定したときの考え方や、あるいは理屈やイメージといったようなものとは相当違った形で現実に窓口で行政措置が行われていたりすることが多分にある。こういった問題点というのは、我々政策を決めたたら決め放しというような状況にとくに陥るために、現実にそこまで行き渡つた立法府としての対応ができないという問題がやはり私は背景にあるんだろうと思います。

それだけに、この年金についても、私、窓口業務、一体どういうふうになつていてるのか、どういう指示の下でどういうふうな手続をやつていてるのかということを非常に关心持ちまして、その届出用紙みたいなものも取り寄せて調べてみたんですよ。そうしますと、皆さんにお配りしたように、届出用紙、国民年金、これ脱退したり加入したりする手続と国民健康保険の届出というのが一枚の紙で一緒に行えるようになつていてるんですね、これ、ごらんいただきます。そうしますと、このほか、国民年金と国民健康保険の届出がカーボン複写になつていてるのもありました。それからさらに、届出の内容が自動的にコンピューターで打ち出されて社会保険事務所に送付されるところもあると聞いています。

こういう中で、実際に加入したりするときの手続というのは役所で行われますよね、区役所といつたようなところで。しかし、実際に保険料の納付手続といったようなものは、これは社会保険事務所で行われるというふうに今はなつてているわけあります。

こういったようなことも含めて、実際に、一般的国民にとってはこの国民年金と国民健康保険の国民が、公務員の共済に加入はするけれども、しかしそれはあくまでも健康保険、医療にかかる保険の方だけ加入するんであって、年金についてはこれは除外されているという、そういう特異な状況である場合に、窓口は、一般の国民に対しては極めて合理的でいいサービスをしていても、そういう特異な例が突如として現れてくると、この通常の指示の下でこうした用紙で処理をしようとされるわけでありますから、当然、こうした国民年金については脱退手続をしてほしいというような話になつてしまふんじやないかと思います。

こういった問題が現実に生じていることをまず冷静にちゃんと議論して、そしてそれを認識しておかなければ必要であつて、これを、ひたすら感情的につきましておわびを申し上げなければいけないというふうに思います。

これは、厚生労働省当然でございますが、各省庁におきまして最初にそうしたことを御指摘をいただければ、それはそれで誤りなくて済んだわけですが、そうしたお願ひもしてこなかつたということも事実のようでございます。

そうしたことございりますので、今後、こうしたことがないようにひとつ我々も徹底をしていきたく、厚生労働省も各省庁に、旧厚生省でございますが、そうしたお願ひもしてこなかつたということも事実のようでございます。

そうしたことございりますので、今後、こうしたことがないようにひとつ我々も徹底をしていきたく、厚生労働省も各省庁に、旧厚生省でございますが、そうしたお願ひもしてこなかつたということも事実のようでございます。

そして、次に御質問をさせていただきたいことは、閣僚に就任した際に国家公務員の共済組合の年金保険に加入していると勘違いをして国民年金を脱退したケースで、社会保険庁が手続の誤りを認めています。これ、どういうことなんでしょうあります。これ、どういうことなんでしょうあります。これが、その理由をお聞かせください。また、それによつてそれまでの未加入期間というものは一体どういう取扱いになるのか、その点の御説明を願いたいと思います。

○武見敬三君 この点、非常に今回、この報道を見ましても、やっぱり未加入だと未納だという点についてやはり非常に厳しい報道もなされて國民から不信感を抱かれているわけで、こういった問題が起きた背景というものを考えたときに、早急にこうした未納、未加入、非加入といったようなことが起きないように実際にその措置を講ずるということは私は相当喫緊の課題であろうといふうに思います。

○國務大臣(坂口力君) 今御指摘をいたしました点はなかなかややこしいところでござりますが、社会保険庁では、加入すべきときに加入していくなかつたり、あるいは加入すべきでなかつたときに加入していた場合など、事実と異なる取扱いをしていたことが年金相談や年金の請求時に判明をいたしましたときには、被保険者の記録を正しいものに修正をしているそうでございます。

しかし、閣僚等に就任をしましたときにこの国民年金の未加入が生じております背景としましては、医療保険だけが國家公務員共済組合に加入をいたしまして、未加入があつたと、未加入か

して、年金は国民年金に加入する制度となつて、この加入、年金は国民年金に加入する制度となつていることが考えられるわけでございます。

届出用紙は、今も拝見をいたしましたが、国民年金と国民健康保険と一体となつております。この点につきましては、閣僚のような極めてまれなケースはともかくしまして、大多数の一般国民にとりましてはむしろ親切で合理的な方式ではないかというふうに思います。

しかし、閣僚等におきましては国民年金と国民健康保険の取扱いが異なつてゐるわけでありまして、御本人の届出誤りもあると思いますが、このように周知徹底していかなかつたことも要因の一つと私は考えられるというふうに思います。この点につきましては率直に反省をし、行き届かなかつた点につきましておわびを申し上げなければいけないというふうに思います。

これは、厚生労働省当然でございますが、各省庁におきまして最初にそうしたことを御指摘をいただければ、それはそれで誤りなくして済んだわけですが、そうしたお願ひもしてこなかつたということも事実のようでございます。

そして、次に御質問をさせていただきたいことは、閣僚に就任した際に国家公務員の共済組合の年金保険に加入していると勘違いをして国民年金を脱退したケースで、社会保険庁が手続の誤りを認めています。これ、どういうことなんでしょうあります。これが、その理由をお聞かせください。また、それによつてそれまでの未加入期間というものは一体どういう取扱いになるのか、その点の御説明を願いたいと思います。

三党合意の前に与党提案で、与党合意という形で、「今後、国民年金保険料の歳費からの天引きを検討する」という項目があります。この検討状況についてお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(坂口力君) これにつきましては、各党間でいろいろお話しをしていただいているようございますので、そこでお決めをいただきまして、閣僚等におきましては、間違いの起こらないようそういう制度というものをひとつ確立をしていただくよう是非お願いを申し上げたいというふうに思っています。

届出用紙は、今も拝見をいたしましたが、国民年金と国民健康保険と一体となつております。この点につきましては、閣僚のような極めてまれな

らそうすると修正をすれば未納になるということになるんだというふうに思います。また、事実に反して脱退手続が行われて、既に社会保険庁に払い込んだ保険料をいつたん本人に還付した後に事実に反して脱退はなかつたものとする記録の訂正を行つたときには、それが還付されなかつたものとしてその間の保険料を納付済みに修正することもできる。

余り詳しく言うと余計に分からなくなります。が、それ以外の未納期間につきましては、現在の法令では二年間しかさかのほつて納付できないことになつております。先日も三党合意におきまして、錯誤等による未加入、未納者については、今国会において一定条件の下で事後納付ができるようにするための法律措置を講ずるものとすると、こういうことで合意をしていただきたところでございまして、こうしたこと踏まえて今後検討してまいりたいといふふうに思つております。

○武見敬三君　いや、私も、この事件というか、この件調べてみてびっくりしたんですよ。私のある同僚の議員が、実際に国民年金脱退手続をした後に、された後に改めて国民年金には加入して、その保険料も払わなきやならないというので保険料を払い込んだ。これは特に政務次官になつたときの話ですよ。そうしたら、せっかく払い込んだのに還付されて戻つてきちゃつたと。しかしながら、詳しく年金の制度についてたまたま知つていたために改めて払い直しをして、そして保険料全部払い込むことができたという経緯があつたという話を聞いているんですよ。むしろ未納にならなかつたのが奇跡なぐらいな話で、こういう問題が現実に起きてきているということをちゃんとよく分かつております。これがひたすら政治問題化しようなどというような意向であるとすれば、これはもう本末転倒、あらゆる意味で年金制度を本気で議論しようということにはならないだろうと思いますね。

また、同時に、私は是非申し上げておきたいことは、この未納問題等がこのような形で脚光を浴

びてマスコミでいろいろと報道をされる。そうすると、ああそーか、運用の仕方も悪かつたんだな。しかし、それと同時に、これによつて、制度というのは相当複雑なんだ、したがつてこれで解決をするためにはやはり制度を一元化して早急に改革をしようという、こういう議論につながつてくる経緯もありますわね。だけど、僕は、こうしていただいて、そしてその上で実際にこの問題にかかる政治的責任の在り方というものをやはり客観的にきちんと確認をしていただくことが必要ではないかと思つて今日御質問させていただいたわけなんです。

しかし、同時に、この経緯を見たときに、私は非常に心配になつたことがあるんです。それは、閣僚・国會議員といえども、個人のプライバシー、個人の情報といふものは尊重されなければなりません。しかし、残念なことに、閣僚のいわゆるこうした年金情報といったような個人情報というものが結構簡単にリークをされて、そしてそれが上げられてくる。そのことによって、ますます国民はあおり立てられるようになつた未納問題について感情的にめり込んでしまつ。これは正に民主主義国家の中にはならないそういう私は事象だと思ひます。したがつて、個人情報と私は事象だと思ひます。したがつて、個人情報と

ための議論というものをすることをこの未納の問題のみを取り上げることによって妨げようと。しかし、それと同時に、これによつて、制度をも含めて、それをきちんと調査をして、地方公聴会等を早急に行って、そしてそうしたことを基本にして更に国会の場で議論を続けて、そして現に地に足の着いた、国民の目線で分かりやすい議論をこの年金制度改革の中でするということが正論を深めていきたいということを改めて申し上げておきたいと思います。

したがつて、そういったことをきちんと私は多くの与野党の国會議員で御理解をいただき、そして議論を深めていきたいということを改めて申し上げておきたいと思います。

それは、関連質問に替わります。——失礼しました。取り消します。私の質問を終わります。

○浅尾慶一郎君　民主党・新緑風会の浅尾慶一郎です。

まず、冒頭にちょっと事実の関係で一つ伺いたいのですが、厚生年金に加入する要件、社員であるということなんですが、これ具体的にはどういう、勤務実態がある必要があるのかどうか、その点をまず伺いたいと思います。

そして、同時に、何よりもこの未納の問題、確かに国會議員として私たち重く受け止めなければならぬことは当然であります。しかし、同時に、今正に少子高齢化社会の中で持続可能な年金制度というものをどのように再構築するかということがむしろ本論の中の本論であつて、そして、そのか否かは、適用事業所と常用的の使用関係にある就業者かどうかを基準として判断をされます。この場合において、常用的の使用関係は、就労者の労働日数、労働時間、就労形態、勤務内容等を総合的に勘案し、個別具体的な事例に即して認定されるものでございます。例えば、労働日数や労働時間が少ない場合でも、正社員という位置付けとなつては実はなかなか見極めた上で議論ができるこなかつたという経緯があるんですよ。したがつて、私は、特にこの国政の場で我々がそうした制度設計について基本的な方針を策定する、それを法律にする、しかし、そういう法律というものが実際に施行される過程で、それぞれ現場の窓口等でどのようにそれが実施されるかというところまでは実はなかなか見極めた上で議論ができるこなかつたという経緯があるんですよ。したがつて、私は、この参議院ではしっかりと腰を据えてこうした制度論の基本についての議論を行い、なおかつ、こうした実際に実行される窓口業務の在り方をも含めて、それをきちんと調査をして、地方公聴会等を早急に行って、そしてそうしたことを基本にして更に国会の場で議論を続けて、そして現に地に足の着いた、国民の目線で分かりやすい議論をこの年金制度改革の中でするということが正論を深めていきたいということを改めて申し上げておきたいと思います。

議員さんがどこか民間会社に、総合的に勘案してでもだれかの指揮命令下にあるということは一般的に考えられることなかどうか、その点について大臣の御所見を伺いたいと思います。

○浅尾慶一郎君　これは一般論でございまが、小泉総理ですね、衆議院議員に当選されたから二年間ほど厚生年金に加入されております。

○國務大臣(坂口力君)　これは一般論でございますが、過去におきましては国會議員の中にも厚生年金にお入りになつてゐる方がかなりあつたといふふうにお聞きをいたしております。

これは、それぞれの企業に籍を置きながら国會議員おなりになつてゐるといった方々であつたといふふうに思つておりますが、国会終わりましてから会社へ行つたりされる方もおみえであつたといふふうに思つておきますが、国会終わりましてから会社へお聞きをいたしておりますし、また企業のことについていろいろのお仕事をなさることもあるといふふうに聞いておりました。そういう方がかなりおみえになつたということを私も記憶をいたしております。

○浅尾慶一郎君　つまり、実態的に、国會議員であつても、仕事をしていたということであれば問題がないという御答弁だと思います。

それからもう一点、今、武見委員の方から様々、

未納、未加入の話が出ておりましたが、そのこと
も踏まえてでも結構でございますが、大臣は小泉
総理の未加入の問題についてどういう所見を持つ
ておられるか、その点について伺いたいと思いま
す。

○國務大臣（坂口力君）先ほど武見議員にもお答えを申し上げたところでござりますが、この国會議員の互助年金の経緯を見ますと、三十六年に皆年金がスタートいたしましたときには、既にそういう年金に入っているということで、入っている者は除外をすることと、どの年金にも入っていない人を国民年金に入れると、いうことでスタートをいたしております。五十五年のときの改正は、その三十六年から二十年が経過をして、それでもうあとわずかで国民年金の資格を得るという人が国会議員にも現れてきているというようないことから、その皆さん方にチャンスを与えるといった意味で任意加入というものが認められたと、いうふうに思つております。

十五年から六十年までの間の問題は、私は、任意であり、ここは責任問題はないというふうに思つております。

○浅尾慶一郎君 これから、午前中、自民党的委員のときには、森、谷畑両副大臣は来られていないなかつたわけですが、御本人の未加入の問題あるいは未納の問題があるわけでありますが、最初にそこについて委員会の冒頭で説明があつてもしかるべきではないかなということを申し上げたいと思います。

そこで、森副大臣、谷畑副大臣、それぞれその事実関係を、いつ社会保障庁に確認し分かつたかということも含めて、事実関係と、いつ知つたかということをお答えいただきたいと思います。

○副大臣（森英介君） 私が事実を調査して知つたのは四月中旬ごろだったと思います。

それから、事実関係について、この間の厚生労働委員会の冒頭でも申し上げましたので重複いたしますが、国會議員在任期間中の公的年金への加

入状況について申し上げますと、平成二年一月に衆議院議員に当選いたしましてから国民年金あるいは厚生年金に加入して年金の保険料を納めてまいりました。しかしながら、平成六年の七月に労働政務次官に就任した際に、政務次官は、御承知のとおり、本来、医療保険が共済、年金保険が国民年金でござりますけれども、年金についても医療保険に入っているものと勘違いいたしまして、医療保険じやない、医療保険と同様に共済に加入しているものと勘違いいたしまして、結果的に政務次官在任中の十三か月間が未納となつております。

した。

なお、付言いたしますと、政務次官を辞めました時点ですちに国民年金への加入手続を行い、それが以降、現在まで保険料を納めております。

私自身、年金保険料を納めることは国民の義務であるということを十分認識しておりますと、これまできちんと納めてきたつもりだったわけですが、ざいますけれども、勘違いとはいえる結果的に一時期未納となつておりましたことについて大変申し訳なく思っているところでございます。

○副大臣(谷裕孝君) 私、大学を出ましてすぐ市役所に勤めて、その年金も入つておったわけでありまして、また引き続いて団体専従なり役員として厚生年金をずっとこれも事実掛けとおつたわけでありますけれども、ちょうど平成元年に参議院議員に当選させていただきて、ここで重大なるミスを犯してしまつたというのか、年金がずっと厚生年金で天引きをされておつたということもあって、これが当時の私の無知で、国民年金に切替えをしていなかつたと、それが五年と十一か月であります。そしてまた、参議院を終わりまして、そして少し浪人をさせていただいて、そのときは厚生年金、その後引き続いて入つておつたんですけどれども、衆議院これは少し、六年間の経緯の中で年金ということについて少し気になつたりいろいろして、自分で年金をずっともう、未加入じゃなくて、今日まで掛けさせていただいていると、

入状況について申し上げますと、平成二年二月に衆議院議員に当選いたしましてから国民年金あるいは厚生年金に加入して年金の保険料を納めてまいりました。しかしながら、平成六年の七月に労働政務次官に就任した際に、政務次官は御承知のとおり、本来、医療保険が共済、年金保険が国民年金でござりますけれども、年金についても医療保険に入っているものと勘違いいたしまして、医療保険じやない、医療保険と同様に共済に加入しているものと勘違いいたしまして、結果的に政務次官在任中の十三か月間が未納となつております。

なお、付言いたしますと、政務次官を辞めました時点ですちに国民年金への加入手続を行い、それ以降、現在まで保険料を納めております。

私自身、年金保険料を納めることは国民の義務であるということを十分認識しておりますので、これまできちんと納めてきたつもりだったわけですが、さいますがれども、勘違いとはいえる結果的に一時

私はおきましては、五年十一ヵ月のこの参議院議員時代、弱冠四十二歳でもありましたし、非常に正直な話、今から振り返つてみると本当に情けなくも思いますし、非常に恥ずかしいことだと、こういうふうに思っています。とりわけ厚生労働の副大臣として審議に携わる者として非常に申し訳なく、また今後反省をしながら更により良い審議の中でやはり参考をしていきたいと、このようになります。

知りましたのは、薄々非常に気になつておりますけれども、安倍幹事長の、五月七日、皆それぞれ議員がきつちりと調べるようにという指示もありまして、私、その趣旨に基づいて保険庁に照会をして十日に知ることになりました。こうして少しせども早くと、しっかりと眞実を語りたいというのを私の方でございましたけれども、少しこうしてずれてしまつたことについてもおわび申し上げたいと思います。

以上です。

○浅尾慶一郎君 それぞれ、森副大臣は四月といふにおつしやつておられます。それから谷畠副大臣は今月の十日ですか、というふうにおつしゃつておられます、発表を十四日になつてしまつたというのには何か理由があるんですか。

○副大臣(谷畠孝君) そのころ少し、新潟に若干労働者のジョブカフェのいわゆる開所式がありまして、テーブルカットがありまして、そこへ出張しておりましたし、また、すぐ引き続いてブルネイでASEANプラス3の労働大臣会議がございまして、そして日本側がその議長ということになりましたし、そういう経過もあり、昨日帰つてまいりまして、そしてすぐ記者会見をさせていただいたと、こういうことであります。

○浅尾慶一郎君 森副大臣はもう少し前に発表されたということをいいわけですよね。しかし、発表が遅れたのは何か理由があるんでしょうか。

○副大臣(森英介君) 今申し上げましたとおり、四月中旬に事実を把握したわけをございますけ

私におきましては、五年十一か月のこの参議院議員時代、弱冠四十二歳でもありましたし、非常に正直な話、今から振り返つてみると本当に情けなくも思いますし、非常に恥ずかしいことだと、こういうふうに思っています。とりわけ厚生労働の副大臣として審議に携わる者として非常に申し訳なく、また今後反省をしながら更により良い審議の中でやはり参画をしていきたいと、このように実は思っています。

知りましたのは、薄々非常に気になつておりますけれども、安倍幹事長の、五月七日、皆それぞれ議員がきつちりと調べるようにという指示もありましたし、私の趣旨に基づいて保険庁に照会をして十日に知ることになりました。こうして少しでも早くと、しっかりと真実を語りたいというのも、私の気持ちでございましたけれども、少しこうしてずれてしまつたことについてもおわび申し上げたいと思います。

れども、そのとき衆議院の厚生労働委員会なども開かれておりまして、その衆議院のというか、与野党の御協議の結果を踏まえて報告をさせていただきたいというふうに考えて、もちろん自分としてはできるだけ早くと思つておりますけれども、その与野党の御協議を踏まえてということで、それがなかなか状況が調いませんで時間が推移いたしまして、参議院私の場合、参議院の年金の審議が始まる、これから始まるという時点でもつて、この時点を逃してはと思って報告をさせていただいた次第でございます。

○浅尾慶一郎君 与野党協議というふうにおっしゃつていましたけれども、我々要求しておったんですけれども、出していられないんじゃないでしょうか、その事実関係。

○副大臣（森英介君） 衆議院の厚生労働委員会との野党の理事間でその取扱いをどうするかということが協議をされておったというふうに私は承知しております。

○浅尾慶一郎君 ちょっと別な観点から伺います
が、四月十四日の厚生労働委員会で、質疑に対して、保険料払っていますかという質疑に対し、「国民年金に加入しております、保険料も納付しております。」と御答弁いただいています。これ、うそじやないんですね。

○副大臣（森英介君） うそというのは誠に心外でございまして、私はやっぱり、個人情報という側面があることも事実ですから、その取扱いは自分的意思とかわらずやっぱり慎重にすべきであるという考え方でございます。したがって、その与野党の御協議の結果を踏まえてということで思つておりましたけれども、あのときに、どなただったかしら、馬淵議員の大変、再三の御質問がありまして、やつぱり少なくともこの時点で現在の状況は御報告しなきやいけないなというふうに自分で判断をいたしまして、現在の状況について、それは文脈読んでいただければ分かりますけれども、現在時点でという前提でもつてお話をしたものが、うそと言われるのは全く心外でございます。

○浅尾慶一郎君 質問は事実確認、保険料を納めておられるかということに対して、国民年金に加入しておりますとして保険料も納付しておりますといふ答弁ですから、当然その質問を聞いた人は納付をされているものというふうに思うわけでありま

○副大臣（森英介君）私は、馬淵議員の御質問は保険料を納めているかどうかという御質問でございました。そういうことですから、それに対しても正確にお答えをします。

が、あつて、答えてなかつたわけじゃないですか。それはどういうことですか。その時期で自ら進ん

すが、そういうことではないわけですね。

すが、そういうことではないわけですね。
○副大臣(森英介君) 改めて申し上げますけれど
も、私はあくまでもいすれかの時点で自主的に公
表したいと、いうふうに思つておりました。諸般の
情勢を勘案して上での寺田とお話をさせて、ござ

○浅尾慶一郎君 質問は事実確認、保険料を納めておられるかということに対して、国民年金に入しておりますとして保険料も納付しておりますといふ答弁ですから、当然その質問を聞いた人は納付をされているものというふうに思うわけあります。す。

○副大臣(森英介君) 私は、馬淵議員の御質問は保険料を納めているかどうかという御質問でございました。そういうことですから、それに對しては正確にお答えをしました。

さらに 付け加えますと、私が自分の事実関係

があつて、答えてなかつたわけじゃないですか。それはどういうことですか。その時期で自ら進んで答えればよかつたんじゃないですか。

すが、そういうことではないわけですね。
○副大臣（森英介君） 改めて申し上げますけれど
も、私はあくまでもいすれかの時点で自主的に公
表したいと、いうふうに思つておりました。諸般の
情勢を勘案して上での寺田とお話をさせて、ござ

先ほどお電話が出ておりますように、たゞ、事実誤認によつて資格を失うということはあるかもしれません。健康保険は国家公務員共済に加入できることで、国民年金は加入できないこと。しかし、その誤認についてはもうその時点で気付いておられたわけですから、それを意図的に隠したんではないかというふうに思いますが、その点についてははどうですか。

○浅尾慶一郎君 ですから、馬淵さんのときには、
今御答弁ですが、保険に加入していないから納
める義務がなかったんだ納めていないということ
を言外に含めたということですか。

ことじやなくて、この時点が一番、これ以上遅くなつてはいけないなどということであえて自分がら進んで御報告をさせていただいた次第でございます。

〔第5回〕
○委員長(国井正幸君) じゃ、速記を起ししてください。
ださる。
○浅尾慶一郎君 今、議場大変混乱しております
ので、まず委員長に確認をさせていただきたいん

別に意図的に隠し立てしたりなんかしないでそのまま質問に正確にお答えをしたということをごぞいります。

○副大臣(森英介君) それはちょっと私、申し訳ないんですけども、自分では認識しておりますんで。

が、与野党の筆頭間でよく協議をしていただきて、その環境を整えていただくように私の方から与野党の筆頭理事にお願いした結果、そういう整理が成ったたということで、委員会の途中、場内協議の結果を私は受け上ひた次第でござります。

○委員長(国井正幸君) 速記を起こしてください。

○浅尾慶一郎君 もう一度伺いますが、森副大臣は、その我が党の馬淵議員からの質問に対しても

実を誤認、曲解して答えたということになります。 次の質問に入させていただきますが、五月十三日の副大臣の記者会見、その中で、なぜ今日になつ

○副大臣（森英介君） そのとおりです。（発言する
者あり） いうことによろしいですか。確認です。

○浅尾慶一郎君 そうすると、与野党の筆頭間で
そういう協議が相なつたということは事実として
確認がされたわけであります。しかし、それにも

国民年金に加入しておりますと保険料も納付をしておりますと、お答えをされておりますが、そ

て発表しようと思つたかということに対し、諸股の情勢の下でですと「うふう」答えておられま

○委員長(国井正幸君) ちょっと速記止めて。
〔午前十一時八分速記中止〕

かかわらず、厚生労働委員会という厚生労働省を所管してゐる委員会の理事会の合意にもかかづら

の中で、過去において納付をしていないということは、その答弁の中で答えていないというのは紛れもない事実であります。ただ、その答えの中で、現在はということで、それで過去のことについて限定をしていない、している答弁にもなっていなのはですから、そこで私はそこに虚偽があるんじゃないことを先ほど申し上げたわけで

す。それに対し記者の方から、野党側から要求があつたから出したということじゃないんですか」ということに対して、いえ、そういうことではありませんと、自ら進んで「どうふうに言つておられます。

しかし、先ほど来のお話でいうと、協議があつたと、あるいはまたその間、馬淵さんからも質問

〔午前十一時二十五分速記開始〕
○委員長(国井正幸君) 速記を起つてください。
○浅尾慶一郎君 それでは、先ほども確認させて
いただきました。先ほど確認させていただきまし
たところ、野党側から要求があつて出したんでは
ないと。そうしたら、そういうことではないとい
うことであります。再度確認させていただきます

○副大臣(森英介君) いや、先ほど来申し上げておりますように、私、あの時点とでとにかくそろそろ私自身の事実経過の報告させていただきたいと思っておりました。これは全くうそ偽りございません。

そこにいろんな諸般の、これから参議院の年金審議が始まるとか、また、理事会でそういう御協議があつたということも仄聞いたしまして、私は、自主的に記者会見をさせていただきまして、また委員会の御要請に応じて、委員会の冒頭で私自身の事実経過を報告させていただいた次第でござります。

○浅尾慶一郎君 もし早急に公表したいというふうに悩んでおられたということであれば、もつと早い段階、つまりは、なぜ衆議院の採決前に公表しなかつたんですか。

○副大臣(森英介君) それは、先ほど申し上げましたように、衆議院の理事会の御協議の結果を踏まえてと思つておりますけれども、それは最終まで何となく調いませんで、時間が推移してしまつたということをございます。

○浅尾慶一郎君 今の御答弁は、かなり衆議院と参議院で差を設けた発言だと思いまして、私はこれちょっととかなり確認をさせていただきたいと思いますが、参議院の方は理事会の協議が調つたわけです。にもかかわらず、自主的だと、衆議院の方は理事会の協議が調わないから発表しないと、これ、おかしいんじゃないですか。

○副大臣(森英介君) 理事会の協議を踏まえて、いざ発表するとなれば、それはまた私の自分なりの判断で発表させていただくつもりであります。(発言する者あり)

○委員長(国井正幸君) じゃ、ちょっとと速記止め

〔午前十一時三十五分速記中止〕

○委員長(国井正幸君) 速記を起こしてください。

午後一時まで休憩といたします。
午後零時二分休憩

午後一時開会

○委員長(国井正幸君) ただいまから厚生労働委員会を開いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、柳田稔君が委員を辞任され、その補欠として櫻井充君が選任されました。

○委員長(国井正幸君) 休憩前に引き続き、国民年金法等の一部を改正する法律案外二案を一括して議題とし、これより内閣総理大臣に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。
○武見敬三君 この年金制度改革法案というものはもう今国会において国民が最も注目しておられる法案だけに、今日、総理をお迎えをしてこの審議をきちんとでき得る状態になりましたこと、大変私感謝を申し上げる次第であります。

そして、この法案については様々な問題が今惹起されておりまして、未納問題もその一つであります。しかし、実際にこうした未納問題のみに終始をしてしまって、本来の少子高齢化社会の中で堪え得る持続可能な年金制度をどのように再構築するかというその本論がきちんとされた形で国

会の場で行われていないことに、私は、多くの国民の皆さん方が大分これフラストレーション、いらっしゃらとしておられるような状況になつているというふうに思います。

したがつて、こういう状況下において総理をお迎えをして本来しっかりと年金制度改革の議論を

この参議院の場でさせていただきたいわけでありますが、しかしながら他方で、この未納の問題といふものがやはりこうした議論を国会の場でするとときに国民の不信を招いてしまったという事実は、これは重く受け止めなければならないわけであります。

したがつて、この点について議論するときには、未納といつても実はいろいろあるようございまます。

そして、錯誤による場合や、制度や運用の不備によるケースなど、いろんな形であるようございまます。しかも、強制加入以前と以後といふことで、国会議員という立場でどのように対処したかといふことの意味合いも私大きく変わっているというふうに思ひます。こういったことが冷静にきちんと議論をされて、そしてやみくもに未納であったかなかつたかと極めて単純な区分けの中でこうした問題が議論をされ、そしてセンセーショナルに惑わされるようなことがあつては本来ならないんだと思います。

したがつて、こうした問題について、未納についた背景をきちんと確認をした上で、国民の前でそうした原因を突き止めて、そして問題が今後起きないようにいかに対処すべきかという建設的な議論も私はやはり同時に行われていかなきやいけないんだろうと思います。

そういう点で、最近、総理御自身、強制加入以

前の状況下の保険料の納付等にかかる未加入の問題などがこれは報道にも出てきておりますので、このことについて総理御自身どう受け止めておられるのかということをまずお伺いしておきたいと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 私のことについても、四十年前のことなんてとやかく言われる筋合はないと思っていましたから、しかも学生で、これから政治家になろうなんて思つていなかつたころですから、そこまで責任を問われる問題かと思っていましたから気にもしなかつたんですが、盛んにあの誤った記事を基にテレビでも新聞でも報道している、そういう注意してくれる方がいたりますから、調べたらこうだつたと。

しかも、国会議員になつて任意加入の期間がありましたね。これ任意、何で任意になつたかといふと、それは、国会議員は議員年金があります、国民年金と議員年金、二重取りする必要ないじやないかという議論もあつたんです。だから、国會議員になつたら議員年金入つていて、この国民年金には任意ですから入らなくていいですよと。じゃ、何で任意にしたんだと。年金受給権利を得るために、二十五年加入していなければなりません。それで、私は忙しかつたのですから、秘書に任せて、よく調べて対応してくれと。それで秘書官が記者会見してくれと要請があつたんですね。

そして、その後、私は余り週刊誌読んでいないんですけど、ある友人から電話が掛かってきて、あなたが忙しかつたものですから、秘書に任せて、よく調べて対応してくれと。それで秘書官が記者会見したんですね。

から浪人時代の二か月間に年金未納があつたと、そういう話が出てきたときも、私は、四十年以上

の前に、浪人しているときには年金入つてない人いるかと、まあ大して気にしていなかつたんです。ところが、ある友人から電話が掛かってきて、あなたが忙しかつたと、昭和三十七年、大学に入つていただじやないで、私は大学入学したのは三十六年四月なんですよ。というと、あの記事は、三十七年一月から三月まで小泉は浪人で未納、加入していなきやならないにもかかわらず未納だったと。聞いたら、したら、私は大学入学したのは三十六年四月なんですよ。だから、あの記事はうそなんです。もう三十七年一月から三月の間は既に慶應大学の一年生だったんですよ。

私も、これよく調べりやよかつたんですけれども、四十以前のことなんてとやかく言われる筋合はないと思っていましたから、しかも学生で、これから政治家になろうなんて思つていなかつたころですから、そこまで責任を問われる問題かと思っていましたから気にもしなかつたんですが、盛んにあの誤った記事を基にテレビでも新聞でも報道している、そういう注意してくれる方がいたりますから、調べたらこうだつたと。

しかも、国会議員になつて任意加入の期間がありましたね。これ任意、何で任意になつたかといふと、それは、国会議員は議員年金があります、国民年金と議員年金、二重取りする必要ないじやないかという議論もあつたんです。だから、国會議員になつたら議員年金入つていて、この国民年金には任意ですから入らなくていいですよと。じゃ、何で任意にしたんだと。年金受給権利を得るために、二十五年加入していなければなりません。それで、私は忙しかつたのですから、秘書に任せて、よく調べて対応してくれと。それで秘書官が記者会見したんですね。

そして、その後、私は余り週刊誌読んでいないんですけど、ある友人から電話が掛かってきて、あなたが忙しかつたものですから、秘書に任せて、よく調べて対応してくれと。それで秘書官が記者会見したんですね。

はどういうことか、強制加入ということはどういうことかと。任意加入ということは入っても入らなくてどちらでもいいということなんです。そうでしょう。当時、国會議員は議員年金があるから、両方入って両方受けるというのちよつどどうなのかという批判があるから、一時期は議員年金、加入しちゃいかぬという、任意でも加入しちゃいかぬ、それで任意になつて、ある時点から強制加入になつた。問われるべきは、もし、強制加入なのに未納だったらそれは未納と言えますよ。そうでしょう。そういうことを抜きにして、強制加入以前のことまで、まして政治家になる前の学生時代のことまで取り上げておかしいおかしいといふ問題にする方がおかしいと思う。

私はうつかりしていた方も多いと思います。こういう点についてもつと分かりやすく、年金制度

といふものが多くの国民に参加しやすいような形に改善策を講じていくのがこれから国会の仕事ではないかなと思っておりますので、もっと前向きの議論に結び付けていただければ有り難いなと思つております。

○武見敬三君 正に前向きの議論に早く入りたい

と思つてこうした御質問をさせていただいている

わけであります。

それで、総理の秘書官の方の発表もあつたわけ

でありますけれども、一つだけ、総理御自身の問

題を伺うんですが、この加入期間とか未加入期間

について社会保険庁に事実確認をされておられま

すか。この点についてはどういうふうになつてお

るんでしょうか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 秘書が会見した

ときには、自動支払になつていますから大丈夫だと。

昨日改めて確認して、全部、払うべき期間は

全部払つております。

○武見敬三君 厚生労働大臣、四十年前までさか

のばつていろいろとやかく言うのは、そのこと自

体ちょっとよく分からぬこともたくさんあるん

ですけれども、ただ同時に、この昭和三十六年以

降、学生というのの定義、これもその後また随分

変わつてきていますよね。予備校生だった場合にはどうであるか。むしろ、予備校生であった場合には学生とみなされずに実際に年金加入して保険料を支払わなければいけなかつたとか、そういうふうなことが當時きちんとこれそういう人たちに對して知らしむるような努力が本当にされたいたのか、運用上。そして、実際、私なんかは、当時の状況でいえば、予備校生のようなお立場の方々が、十分収入も確保できないようなところであればなかなかそういうことも認識できないだらうし、実際に保険料を払つて加入するという状態に

二十歳以上二浪以上された方々がなるというこ

と自体、非常にむしろ少數ではなかつたのかといふふうに思つんすけれども、この点の運用上の

当時の状況についてちょっと御説明いただけますか。

○國務大臣(坂口力君) 三十六年、三十七年当時

でござりますが、これは国民年金への任意加入し

た学生の範囲というのは、大学でありますとか短

期大学でありますとか、そうしたところが、専門

学校も入りますけれども、そうしたところが任意

加入になつてゐたわけであります。

では、浪人も一年なら十九歳でありますから二

十歳前でありますけれども、中には、それは二年

浪人する人の中にはいる。そうなりましたとき

にその二十歳の人にどうかということであれば、

二十歳を超えるわけでありますから、浪人中の予

備校生というのも国民年金加入の義務はあつたこ

とはあつたというふうに思ひます。

しかし、国民年金全体が発足いたしましてから

まだ一年とか二年とかいうふうにたつております

たときに、そうした皆さん方まで入つていただく

ように要請をしていたという事実はございません

ださいというような通知を差し上げたというよう

なこともなかつたというのがその当時の現実でござります。

昭和六十一年三月までは、例えば留学の場合に

も、留学中の学生につきましては国民年金に加入

することがそもそもできなかつたといった時代で

ございます。

ビューティーが発達をして明確に二十歳になります

たら皆さん方にお願いをいたしております状況と

その当時は大変な違いがあつたということは紛れもない事実でございまして、そうした状況を経過をしながら今日を迎えているということでございます。

○武見敬三君 昭和六十一年四月以降の、国會議員強制加入になつてから以降の問題についての考え方といふのは、私は総理御指摘のとおりだらう

と思います。

ただし、それ以前の任意加入の問題について、

これはもう正に民主主義諸国、民主主義の制度

の中で明らかにこれ個人の自主的な判断というものが認められ、その自由な選択というものが尊重される形で任意加入という制度が設定され運用されていましたから、だから、そのことをきちんと踏まえずに、任意加入あつたけれども

も国議員であれば加入するのが当然だといふ

されていますから、だから、そのことをきちっと踏まえずに、浪人中の予備校生というのも国民年金加入の義務はあつたこと

とは、やはり閣僚あるいは国會議員といえども、やはり個人情報についての扱いといふものについ

ては、これは慎重でなければいけないはずであります。しかしながら簡単に総理御自身の情報、年金情報であるとか、他の閣僚の皆さん方の情報

あるいは国議員の情報が簡単にリークされてしまつて、そしてそれがまたも特だねだという形

でマスコミの中で踊り始めると。それによつて、国民の皆さん方もそれによって動搖してしまふ

る所があります。

そして、さらにもう一つ申し上げておきたいことは、やはり閣僚あるいは国議員といえども、やはり個人情報についての扱いといふものについ

ては、これは慎重でなければいけないはずであります。

そこで、さらにもう一つ申し上げておきたいことは、やはり閣僚あるいは国議員といえども、やはり個人情報についての扱いといふものについ

ては、これは慎重でなければいけないはずであります。

しかし、閣僚の皆さん方の情報、年金情報であるとか、他の閣僚の皆さん方の情報

あるいは国議員の情報が簡単にリークされてしまつて、そしてそれがまたも特だねだという形

でマスコミの中で踊り始めると。それによつて、国民の皆さん方もそれによって動搖してしまふ

る所があります。

そして、もう一つ申し上げておきたいことがい

る所があります。

いろいろあるわけでありますけれども、これ国議員で未納となつたケースというのはいろいろある

んですね。これ国議員が国民年金の強制加入になつたことを認識せずに加入漏れになつた

ケースとか、閣僚になつた際に過つて国民年金を脱退したケースとか、厚生年金から国民年金への加入手続が遅れたケースと、もういろいろありますよ。

それをきちんと国民一人一人の所得を確認するときにも当然のところこれ背番号制にする必要が出

ちやんと守る意思を多くの国会議員のみならず国民の皆さん方あるいは担当の職員の方がお持ちにならないと、これはもう大変深刻な個人の情報の侵害、プライバシーの侵害というものが起きるわけであって、その点について私どもは改めて問題点として認識しなければならないことであつたというふうに考えております。

以上を私の質問いたしまして、次、関連問題に移ります。

○委員長(国井正幸君) 関連質疑を許します。藤井基之君。

○藤井基之君 それでは、武見先生の後、関連質問をさせていただきたいと存じます。

武見先生も冒頭触れられましたが、今国会は年金国会と称されています。今、本委員会に審議を付されております年金制度改革三法、これは国民が最も注目し、かつ審議の行方を見守っている最重要法案であります。年金改革の重要性、その緊急性を考えると、国民の老後生活の柱となる公的年金制度の改革を先送りしたり白紙に戻してしまうことは決して許されないと考えます。

私は、年金制度に対する国民の信頼を回復するためにも、また、この国会の成立を期して、本法案の成立を期して、給付と負担の土台をしっかりとさせることが必要と考えております。そのためにも、事の本質を見誤らないよう、年金制度改革の基本に立ち返って質問させていただきたいと存じます。

まず最初に、年金制度改革の目的、その意義についてお尋ねしたいと存じます。

我が国の公的年金制度は、今日七千万人の現役世代が加入しております。そして、三千万人の受給者に年間四十二兆円の巨額の年金が支給されています。平成十四年度の年金給付総額の四十二兆円というこの額は、国家予算の一般歳出額に匹敵するものであります。また、これは対国民所得比で申し上げますと一二%を占める。高齢者世帯

○所得の七割がこれは年金が占めているわけですが、さらに、今後、少子高齢化が急速に進行するところが見込まれて、経済社会情勢が変化する中で年金制度を将来にわたり持続可能な制度とすることは先送りのできない課題でございます。

今回、政府・与党が責任を持つて取りまとめた年金制度改革法案は、年金制度の支え手が減少していく中にあって、将来の世代に過重な負担を掛けることができないよう、これまでのようになんで修正するなどというものではなくて、負担の上限と給付の下限を設定して、基礎年金の国庫負担割合を二分の一に引き上げる道筋を付けて、おおむね百年を見通した長続きする年金制度を作り上げようとする、正に抜本改革の名に値する改革であると私は理解しております。

そこで、最初に、なぜ今、年金改革をやらなければならぬのか、今回の改革のねらいや意義はどうなものなののかを改めて総理から国民に対して御説明いただきたいと存じます。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 今御指摘のように、七千万人の方が加入して、毎年約三千万人の方々が年金を受けていると。しかも、その額四兆円、全予算、一般歳出全予算に匹敵する膨大な額であります。言わば、今は年金は、老後の生活する上においても単なるお小遣い程度じゃない、生活を支える大きな基盤になっているわけであります。

この年金を、今後も高齢者がますます増えていく、しかも長生きの時代に入りました。同時に、それを支える若い方々減つてしまいました。年金というのは、若い世代、高齢者、支え合いの制度ですから、受け取る方は、これはもう助かるなど、いい制度だと、もつと給付が多い方がいいと思うんですけれども、結局、支える、保険料を負担する方のこととも考えなきやいかぬ。これが余りに過大になると、もう支え切れないということになると

は保険料と給付だけじゃなくて税金も投入していると思います。これではいかぬということで、今年金制度、一定の年齢に来れば一定の年金を受け取れますよという制度にしていかなきやならないということで、給付の上限はどの程度にしましょうかと。保険料を負担する側のことも考えなきやいかぬと。結局、我々、高齢者も年金を受け取るのは、自分の子供あるいは孫の世代、そういう方が保険料を負担してくれるからだなという気持ちを持つていただき、また負担する若い人も、自分たちは年間多数仕送りはできないと、一定の保険料を納めれば、その世代が全部ある程度の年金を受けられるなどいう考え方を持つていただきすることで、保険料負担の上限はどの程度にしようかと。

だから、給付の下限、保険料の上限、これを今回数字で示したわけですね、一八・三%。これが一番負担の上限。給付は、一つのモデル地域ですけれども、六十五歳時点においては五〇%程度。そして、あと税金というものをどう扱じようかと。基礎年金の部分については、今まで三分の一負担だったのが二分の一負担にしますよ。

こういう、言わばどういう制度になつても、だれが負担して給付などのぐらいか、この数字を示さないとなかなか信頼されないものですから、数字をはつきり出して、これからも、高齢者が多くなつても、若い世代が減るような傾向になつても一定の水準を保ち得ますよという具体案を示したのが政府案であります。これを成立させて、今言った未加入の問題、改善すべき点も多々あると思ひます。それは、今回の法案を成立させて、今までいろいろ、まだ改善すべき点というものを、あるいは三党合意の点、よく与野党が協議して、更に直すべき点は直していくという方向に持っていくのが年金制度を考えると適切な方法じゃないかなと私は思っております。

年金制度改革法案につきましては、衆議院の本会議で与党及び民主党の賛同の下に附則の改正が行われております。「社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行う」とこととする一項が加えられました。また、与党と民主党の合意により、衆参の厚生労働委員会に小委員会を設けること、与野党の協議会を設けること等も決められました。今後、政治の場で年金制度が、医療、介護など、社会保障全般と併せて議論をする足掛かりができたことは大変意義深いことであると考えます。

しかし、一方で、こうした法案の修正は、あたかも今回の年金制度改革が暫定的なものであつて抜本改革ではないのではないかのように主張する意見もありますが、決してそのようなことではなく、今回の年金制度改革の意義をいささかも損なうものではないと考えています。

そこで、今回の年金制度改革と附則に盛り込まれた社会保障全般の見直し等の関係についてどのように受け止められておられるか、総理のお考えをお伺いしたいと存じます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 三党合意につきましては、今後衆参両院に厚生労働委員会に小委員会を設けて協議するということでありますので、これは国会の与野党合意にまちたいと思っております。私は、政党間の合意ですから、これを重く受け止めて、この合意に基づいて建設的な結論を出すように今後与野党が協力すべきだと思っております。そういう意味において、修正案を出されて、それについて、修正案については野党も賛成されたということについては重く受け止め、より良い案をまとめるべく政府も努力していくべきだと思います。

○藤井基之君 総理は、年金制度の改革に当たりまして、政府は今後の社会保障政策を進めるに当

たつては、年金だけではなくて、医療、介護、福祉を含めた社会保障全般の負担と給付の均衡を考えいく必要があるとのお考えを骨太の基本方針等においてお示しになられてきました。先般発表されました厚生労働省の統計によりますと、二〇〇四年度八十六兆円であった社会保障給付額、これは二〇二五年においては百五十二兆円に、また社会保障の負担額は百五十五兆円、このような巨額に達するとされております。

高齢化が進む中、社会保障給付費の増加、これは避けられないと考えられます。今後、医療、介護、福祉を含めた社会保障全般の見直しの中に、おいて、財政の健全化でありますとか効率化の観点、これはもちろん必要なことだと考えます。しかし、我が国が直面する少子超高齢化社会といいましょうか、そういった社会を支えるのは年金を中心とする社会保障制度であります。世界一の長寿国である我が国が最優先すべき政治課題は、国民が安心して暮らすことのできる社会保障制度の充実ではないでしょうか。社会保障制度の将来について、総理の基本的なお考え方をお尋ねいたします。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) この年金審議のさなかに、自由民主党、公明党、民主党の間で三党合意がなされました中にも、この社会保障制度全体を見極めて今後の問題を考えていかなきやならないと。年金一元化も含めてということでありますから、年金だけではありません。そうなりますと、年金だけの目的消費税でいいのかなという問題が将来必ず出てきます。年金の今の複雑な仕組みを一元化しようという議論も大変ですが、同時に、年金だから消費税は許されるという考え方、あらるのは承知しておりますが、そうなると、介護はどうだ、医療はどうだという問題に必ず私はぶつかってくると思います。そうなった場合に、私は最初に年金だけの目的消費税を導入すべきかどうかという議論は、この与野党協議会の中でも私は出てくると思っています。

そういう点も含めて、私は総理の在任中は消費税を上げないと声明しておりますのは、私の任期

は二年、あと二年後の九月までです。ですから、その間には消費税を上げる考え方、状況にはないと思っています。だから、私の任期中は消費税は上げませんと。しかし、今から議論するのは歓迎ですと、自由に議論してくださいと。私が総理辞めた後、どうやれこうやれと税金まで縛る権限は私にはないと思つていますから、私の総理在任中は消費税を上げなければ、その後は皆さん合意するんだつたらば自由に税制改革なり社会保障制度改革なりあるべき姿、国民の理解を得ながらやっていくのは、束縛するのはいけないと思っていますから、私の総理の任期中は上げませんと。

しかし、社会保障を議論する場合には税制というものを抜きに議論できないと思います。なぜなら、社会保障はこれだけ欲しいという給付、給付を支えるには必ず負担する、どこで負担するか。保険料で負担する場合と税で負担する場合、両方ありますから、必ず税というものがかかるべきです。その際に、私は、消費税の議論がされるのは結構だし、大いに議論をしていただきたい。そういう全体の構造の中であるべき社会保障制度を見直す、そのためにも私は三党合意というのを極めて重いものだと思っております。

○藤井基之君 今、総理から本当に気持ちが十分伝わる答弁をいただきました。その意向を踏まえまして、私どもこの議論というものについても前向きに考えていくたいと考えておりますが、次に、公的年金制度の一元化の問題について触れさせていただきたいと存じます。

修正された附則の第三条第一項において、公的年金制度において、「見直しを行ふに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方にについて検討を行うものとする。」と規定されております。総理におかれても年金制度一元化を更に進めることは望ましい旨を述べられておるところでございまして、本規定はこれまでの総理の御発言の趣旨に沿つたものと思います。

公的年金制度の一元化というものにつきましては、これまでいわゆる一階部分に基盤年金制度

一元化の取組が進められてまいりました。現在、二階部分、いわゆる被用者保険を見ますと、厚生年金という制度、それから公務員の方々がお入りの国家公務員の共済の制度、それから地方公務員の方がお入りの地方公務員共済の制度、そして私学の教職員の共済という、今被用者保険では四つの制度が存在しております。

そして、この制度というのは、それぞれ制度が自主的な運用を前提にして独自の給付体系を築いてきた歴史的経緯があるわけですね。ですから、たとえ同じ被用者保険であっても、これを一元化する、あるいは合併しようということにおいてはいろいろな大きな問題が指摘をされているわけです。まして、被用者保険と自営業の方々の国民年金との一元化となりますと、これはより大きな様々克服すべき問題がある、そういうふうに指摘をされているわけです。

年金制度の一元化とは一体具体的には何を指しているんだろうか、また、実際にこの問題を検討する場合に想定される問題点についてどう考えるべきなのか、厚生労働大臣のお考えをお尋ねしたいと存じます。

○國務大臣（坂口力君） 一元化の問題につきましてはかねてからいろいろ議論をされてきたところでござります。

今も御指摘がございましたように、今日までの一元化の中で、いわゆる基礎年金部分の一元化というものが昭和六十一年のあの年金改革のときに行われまして、全国民がそれに参加をしてお互いに支え合うという制度ができたわけでございます。そうした一元化が進みました後も、旧国鉄あるいは旧電気公社、あるいは旧専売公社といったような独立しておりました年金制度、それらが一元化されまして、現在の厚生年金の中に含まれるようになつてしまひました。

あと余しますところは、先ほどからお話をございまますように、共済年金、それから私立学校の共済といつたものがあと残っているわけでありまし

て、これらの問題の一元化の話も私は片付けなければならぬ問題だというふうに思つておりますが、ごく最近起つてまいりましたのは、国民年金と厚生年金との間の一元化をどう進めるかといふお話を出てきているところでござります。こちらの方の一元化の問題につきましては、国民年金の皆さん方は自由業あるいは農林漁業といった方がお入りになつておりますから、その皆さん方の年金と、そしてサラリーマンの皆さんのが年金化を一元化をしますときにはいろいろの問題を解決をしていかなければいけない。そうしたことを今後一体どうしていくのか。そこは一元化をした方がいいのか、それぞれの違いは残しながら一元化していくという方がいいのかといったような様々な議論があるだろうというふうに思つております。こうしたこと、社会保障全体の負担と給付、そして税と保険料、そうした総論も絡めながら御議論をいただけるものというふうに思つております。

各、衆参におきまして御議論をいただいた結果、いうものを尊重させていただきたいというふうに思いますし、私たちもこの一元化の方向のどうあるべきかといったことにつきましての議論を深めていきたいと考えておられます。○藤井基之君 今、厚生労働大臣からる御答弁をいただきましたが、総理はこの年金制度の一元化ということについてはどのようにお考えでございましょうか、御意見伺いたいと存じます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 自営業者の皆さんとサラリーマン、公務員の皆さんの中の制度を一つのものにしていく、こうという考え方私はいいと思うんです。しかし、実際の点において今までいろいろ難しい問題があつたからでききれない。しかし、今回やはり制度というのは分かりやすい方がいいと、現実の問題を考えると。ようやくそういう機運が出てきたわけですから、総論賛成、まず一元化望ましい。しかし、所得把握されるのは嫌だという議論だ、納税者番号を導入されるのは嫌だという議論もあるんです。

そういう点もありますから、これは、今後、じや望ましいという形で、そういう抵抗とか反対とかをどう乗り越えていくかという前向きな議論をしていきましょう。そのための三党合意で、これから厚生労働委員会に出てくるのですから、それは各党の意見を聞かなきやいかぬと。多くの人にかかわってくるのですから、これだといって理論的に正しいものを押し付けるというわけにはいかない。やっぱり手続と時間と理解、協力を得られるような努力を国会が、政党がしていくべきだと思っております。

○藤井基之君 次いで、年金制度改革の中で最も重要な柱であると思います給付と負担の問題についてお尋ねいたします。

今回の年金制度改革におきましては、現役世代にも年金受給世代にもできるだけ各自に対するバランスを取つて改革を進めよう、そういうふうになつてゐるというふうに私は考えておりま

す。

御案内どおり、公的年金制度というのは世代間扶養、現役世代の方から高齢者世代に対して仕送りをする形を取つてゐる。その形で成り立つてゐる保険料は、自分が将来受け取る年金となるのはなくして、今の高齢者に支給される年金の財源になるわけです。だから、今の現役の方の将来の受給される年金というのは、これは将来の現役の方、つまり若い世代の方々からの仕送りを受ける形で将来の年金をいただくわけでござります。

我が国は少子高齢化が非常に急速なスピードで進んでおります。今三・五人の現役で一人の高齢者の年金を支えている計算になつておりますが、将来、二〇二五年には二人の現役で一人の高齢者を、また二〇五〇年には一・四人から一・五人の現役で一人の高齢者を支えなければならなくなります。とすれば、将来の現役層の負担、これは大きなものとなつてしまします。

そこで、今回の改革では、国民の保険料負担が

過大なものとならず、持続可能な年金制度とすることができるよう工夫、これ難しく言うと、何かマクロ経済スライドとも呼ばれている、そういう手法が導入されているというふうに伺つております。

厚生労働大臣にお伺いしたいんですが、これはどのような制度設計なのでしょうか。そして、その結果として、負担と給付はどういつた内容になるとお考えなのでしょうか。御説明いただきたいと存じます。

○國務大臣(坂口力君) 負担と給付の問題は、年金の姿形をどういう形にいたしましても付いて回るものでございます。そして、これからの中高齢社会を考えますと、負担の方はある程度重くなり、給付、すなわち年金額の方につきましては、これはある程度低くして御辛抱をいただかなければならぬということは、どんな姿形にしましても付いて回ることだというふうに思つております。したがいまして、今回のこの年金制度改革におきましては、この少子高齢社会に対応でき得る制度というものを考えていかなければいけないと、これが一番根幹ではないかというふうに思つております。

そうした中で、現在既に年金をお受けになつてゐる皆さん、間もなくお受けになる皆さん方と、それから二十年、三十年先にお受けになる方、あるいは四十年、五十年先にお受けになる方、そうした私たちの息子たちの時代、あるいは孫たちの時代と、そして現在ともその整合性をできるだけは図つていかなければならないということでござります。

私もフランスの例をいろいろ検討させていたたきました。社会全体の状況等も勉強をさせていたいるところは、そこを何とか乗り越える社会を作つていかなければならぬということだらうというふうに思つております。

私もフランスの例をいろいろ検討させていたたきました。社会全体の状況等も勉強をさせていたいるところは、そこを何とか乗り越える社会を作つていかなければならぬということだらうといふふうに思つております。

三党合意におきましては、年金保険料については、社会保障全体の在り方の検討状況や経済社会情勢などの事情を勘案し、必要に応じて検討を加えていくこととあります。

これについて、これをどのように理解してどのように受け止められていらっしゃるか、厚生労働大臣にお伺いしたいと存じます。

○國務大臣(坂口力君) 先ほど総理からも御答弁がございましたとおり、これからこの年金の問題、ただ単に年金だけではなくて、医療制度、それから介護制度等、社会保障全体の中でこれをどのように運用していくか、そして、その中で負担をしなければならないところを保険料でどこまで負担をし、そして税でどこまでそれを見ていくかといった問題、社会保障全体としてこれは見なければならない問題だというふうに思つております。

しかし、これから先のこの負担につきましては、それが保険料であれ税であれ、また税もどういう税であれ、この負担を増やしていかなければなりません。現在一八・三〇%を上限というふうにいたしておりますけれども、この一八・三〇%に対しても、そこまで行くには十四年掛けて徐々に行うわけですけれども、それにしてもそれは高過ぎるのではないかという御意見があることも十分承知しております。

しかし、これから先のこの負担につきましては、それが保険料であれ税であれ、また税もどういう税であれ、この負担を増やしていかなければなりません。現在一八・三〇%を上限というふうにいたしておりますけれども、この一八・三〇%に対しても、そこまで行くには十四年掛けて徐々に行うわけですけれども、それにしてもそれは高過ぎるのではないかという御意見があることも十分承知しております。

しかし、これから先のこの負担につきましては、それが保険料であれ税であれ、また税もどういう税であれ、この負担を増やしていかなければなりません。現在一八・三〇%を上限というふうにいたしておりますけれども、この一八・三〇%に対しても、そこまで行くには十四年掛けて徐々に行うわけですけれども、それにしてもそれは高過ぎるのではないかという御意見があることも十分承知しております。

しかし、諸外国におきます例を見れば、フランスにおきましては既に二〇%を超えておりますし、ドイツも二〇%に達しております。また、消費税もそれぞれの国、二〇%に達している、あるいは間もなく達しようとしているという状況にあるわけございます。そうしますが、諸外国の例を見ましても、やはり負担が増えていくことは、そこを何とか乗り越える社会を作つていかなければならぬということだらうというふうに思つております。

私もフランスの例をいろいろ検討させていたたきました。社会全体の状況等も勉強をさせていたいるところは、そこを何とか乗り越える社会を作つていかなければならぬということだらうといふふうに思つております。

私が國は少子高齢化が非常に急速なスピードで進んでおります。今三・五人の現役で一人の高齢者の年金を支えている計算になつておりますが、将来、二〇二五年には二人の現役で一人の高齢者を、また二〇五〇年には一・四人から一・五人の現役で一人の高齢者を支えなければならなくなります。とすれば、将来の現役層の負担、これは大きなものとなつてしまします。

そこで、今回の改革では、国民の保険料負担が

付水準が世代によつて大きく違うことに対しで問

い
ま
す。

したがいまして、こうしたことも十分に国民の

成割合、どうしたところにその運用を行うようにな

現在の高齢者、八十歳とか八十五歳とかという年齢をお迎えになつておられる皆さんは、確かにこれは、日本の國の中で年金制度ができましてから間もなく、初めはその年金制度に加入することすらできなかつた、そうした時代の方々でございま皆さん方に御理解をしていただきたいという努力を今まで以上に一層していかなければいけないというふうに思つておる次第でございます。

○藤井基之君 次いで、年金積立金の運用の問題について触れたいと存じます。

するか、国債なのか、これは株式なのか、それも日本の中のものなのか外国のものなのか、そうした割合をどういうふうにしていいらしいのかといつたようなことについて、そこで御議論をいただいて、そして結論を出していただくということにし

のため、特に若い世代の不満が高く、さらには、将来になつて納めた保険料より少ない年金しか受け取れないのではないか、これは誤解だと信じておりますが、そういう誤解さえも生じていると、こういうふうに言われているんですね。

世代間格差をどのような形で縮めていくかとされているのか、改めてお伺いしたいと存じます。

○国務大臣(坂口力君) 世代間格差をなくしていきますためには、先ほど申し上げましたように、

これは御負担をいただいてきましたというふうなことであります。そうしたことも勘案の上で、皆さん方にも御理解をいただかなければなりません。というふうに思つてゐる次第でござります。

に思つて、年金積立金管理運用独立行政法人法案案により新たな組織を立ち上げることとなりました。が、安全かつ効率的な年金、これをどのようにしていくお考えなのか、厚生労働大臣のお考えを伺お若いお若い。」

第三機関であります評議委員会によりまして専門的な立場から評議をしていただきまして、適正にその運用がなされているかどうかということを、これを見ていただくというような制度をそ

現在既に年金を受給をしておみえになる方、そして間もなくされる皆さん方の年金、その額を下げるのは決してございませんけれども、これからは上昇していくますその上昇のカーブと申しますか、上昇率、それを物価の上昇よりも少し抑えさせていただきたいということで、一パーセントで言えば〇・九%というふうに申し上げているわけですが、そうしますと、一%の物価上昇であれば〇・一%の上昇でお許し下さい、あるいは一%上がるということになれば、それは一・一%

○藤井三之君 私は、公的年金制度、これたとえ給付水準が徐に下がつていったとしても、なおこれはほかの融商品あるいは預貯金等と比較しましても、これは基礎年金部分には二分の一の国庫負担が入つてゐるわけです。また、障害年金や遺族年金などサービスもあることなど、これは国民にとって考えてみたら非常に有利でかつ格段に安定した度だと考えます。私は政府はこのことをもつと民に対し P.R.すべきだと考えますけれども、

で確立をしていかなければならぬというふうに思つてゐるところでございます。
詳細につきましては、今後一層多くの皆さん方の御意見をお聞きをして決定していきたいと思つております。

生労働大臣、いかがでございましょうか。
○國務大臣（坂口力君） そこは御指摘のとおり
いうふうに思つております。これから、現在は
分の一でござりますけれども、基礎年金のとこ
二分の一までこれ上げていくわけでございます
ら、そういたしますと、それだけの国庫負担を
い、そして厚生年金の場合には企業からの負担
あるわけでござりますので、これは御自身で預
金をしていただきますとの比較をすれば、それ
比べ物にならないものであるというふうに思つ
いる次第でございます。

正すべきであることは言うまでもありません。
私自身、これまで幾つかの職場を変わりまして
現在は国民年金の一号被保険者となっておりまし
て、おかげさまで国民年金の届け、滞っておりま
せん。未納もありません。

ただ、今回の事情を見ますと、皆様方に様々な
事情があつたのも事実だらうと思っております
私は、国民年金未納の問題というのを考える場合
このような一時的な手続ミス等による未納の問題
よりもっと大きな問題、それは平成十四年度に
は六二・八%までに落ち込んでいる、国民年金保

険料未納率、未納率四〇%に近い長期にわたる保険未納者問題だと考えております。国民皆年金を崩壊させかねないこの問題に対する議論の方がはるかに重要だと私は認識をしております。

私は、本年三月の決算委員会におきましてこの長期の未納問題の改善には社会連帯に基づく公的年金制度の意義、大切さ、年金制度の仕組み等について、中学、高校等の学校教育の場で年金教育の充実が必要ではないかと指摘をさせていただきました。

長期の未納の多くは公的年金制度に関する情報の不足や誤解から生じておられるのではないかと公的年金制度の意義、高齢社会における年金制度の大切さ、そして仕組みについてもと分かれています。年金制度の運用の在り方について今後どんな取組を行なうべきをお考えでしょうか。総理の御認識をお伺いしたいと存じます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 今後、改善策についてお聞きしますが、いかがございましょうか。また、年金制度の運用の在り方についての改善、これについて今後どんな取組を行なうべきをお考えでしょうか。総理の御認識をお伺いしたいと存じます。

○藤井基之君 終わりります。

○委員長(国井正幸君) 関連質疑を許します。南野知恵子君。

○南野知恵子君 ありがとうございます。引き続き関連質問をさせていただきます。自由民主党の南野知恵子でございます。

私の方からは、より一人一人の国民の視点に立ちまして、特に生き方又は働き方、その多様化に対応できる年金制度を作り上げていく、そのような観点から質問をさせていただきたいと思つております。

まず最初に、今回の年金制度の改革はこのようないいますものの、一方におきまして七十歳を超えた皆さんの中でも高額所得で働かれる皆さんもこれからも増えてくるわけでございまますから、その高額所得で働かれる皆さんにつきましては年金額においてそれぞれ御辛抱をいただかなければなりません。

また、これから女性の皆さんが多く働かれることになるというふうに思いますが、その女性の皆さん方が働いていたときやすい環境をどう作させさせていただきます。よろしくお願いします。

○國務大臣(坂口力君) 具体的な話だけ私の方か

ら申し上げて、あと大局的な立場からのお話、総理からしていただきたいというふうに思っていますが、今回の年金制度改革におきまして、これからは日本の社会の在り方にもかかわってくるわけですが、だんだんと働き方も多様化をしてまいっておりますし、また価値観も多様化をしてまいっていることは紛れもない事実でございます。そうした中で、多くの多様な働き方に対応していくということが大事でございます。

一方におきまして、一元化という話が出ておりましまし、そうした分かりやすい年金を作っていくということも一方にございますけれども、しかし、年金制度はいろいろの働き方の人に対応できるやはり制度にしていかなければいけないというふうに思つております。年金制度もそうでございますし、年金を取り巻きます諸課題というのも非常に多いというふうに思います。

例えば、六十歳代前半の高齢者の就労、職に就いていたくとも問題につきまして、これが先はこの就労者というのが非常に多くなつていらることは事実でございますから、これを、この六十歳代前半の高齢者の就労を阻害しないようにしなければいけません。そうしたことでも現在のところはこの六十歳代前半の方が職に就かれますところに一律に「割カット」しているわけではありませんが、これはもう行わないということを今回この法律の中にも入れさせていただいているところでございます。

それから、在職老齢年金制度、しかし、そうはいいますものの、一方におきまして七十歳を超えた皆さんの中でも高額所得で働かれる皆さんもこれらからも増えてくるわけでございまますから、その高額所得で働かれる皆さんにつきましては年金額においてそれぞれ御辛抱をいただかなければなりません。

また、これから女性の皆さんが多く働くことになるというふうに思いますが、その女性の皆さん方が働いていたときやすい環境をどう作り上げていくかということは、取りも直さずその

支える側の、年金を支えていただく側の人をこれは増やすことになるわけでありまして、非常に大きな意味があるというふうに思つております。

そうした意味で、働きやすい、いわゆるお子さんをお持ちならばお子さんを心配なく働いていただけるような体制をどう作り上げていくかということもより重要なことでござりますし、そしてまた女性の賃金を、男女格差が大き過ぎるというようなことでは、女性の年金は働いていただけます。それでもたつても上がつていいわけありますから、男女格差をどう直していくかといつたようなこと、これから課題として非常に大きな課題になつてくると認識をしているところでござります。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 具体的な点について厚労大臣からお話をありました、今お話しのよう、今年金というのはかなり就労別、きめ細かな配慮をしていくと言えば、ある点があるんですね。一元化というの、逆に、割り切らなきや一旦化できないんですね、大ざっぱに。そうなると、就労形態、サラリーマンの就業形態と自営業者の就業形態、農業に従事しているような就業形態と漁業に従事している人の就労形態、これ一緒にしなきやならないでしよう。同時に、じゃ事業主婦、働いていない方の主婦、職業を持つていての主婦、あるいはパートの、短時間労働者とずっとそうでない方の労働者、一元化というのはそういうのを一つの制度にしてやろうというんですから、ある程度思い切つてこう打ち切らなきやならないところあるんですね。そうすると、必ずきめ細かな配慮は足りないと言う。この問題もありますから、こういう点も含めて一元化の論議、今後、まず一元化望ましいという意見がかなり出ってきたものですから、今までのそういう一元化の壁といふものはどうやって乗り越えるかという議論を今後、三党合意のできた委員会の中でも十分協議していくかなきやならない問題だと私は思つております。

○國務大臣(坂口力君) 女性と年金の問題は非常に大事な問題、先ほども少し触れさせていただきましたが、今後も各党間でいろいろの御議論をしていただけるものというふうに期待をいたしております。

○國務大臣(坂口力君) 女性と年金の問題は非常に大事な問題、先ほども少し触れさせていただきましたが、今後も各党間でいろいろの御議論をしていただけるものというふうに期待をいたしております。

その中で、それじゃ今までやつてこなかつたのかといえば、決してそうではありませんで、社会保障審議会におきましても専門家の皆さん方の間で非常に御議論をしていただきました。その御議論の中でこの現行制度、いわゆる三号被保険者という言葉がございますが、御主人がお勤めになって奥様がおうちにおみえになつて、というような御家庭のその奥様を三号被保険者と、こう呼んでおりますけれども、その皆さん方の保険料といふのは御主人の保険料の中に含まれているというものはどうやって乗り越えるかという議論を今考え方でございます。この考え方に対し、特に勤めになつている女性の皆さん方からは、これがおかしいと、これは改めるべきだという御意見がかなりあることも事実でございます。

そこで、多くの皆さん方に世論調査等でこれはお聞きをしているわけでございますが、そういたしますとかなり意見は分かれておりますし、現行制度のままというふうにおっしゃる方が三三一%、そして夫婦間での厚生年金の分割、この現状のままで、そして御主人から出ます厚生年金を夫婦間で分割をするという形にしてほしいと、これは共に主張される方が三一%、大体よく似たパーセントになつてゐるわけであり、合わせるとまあ七〇%近くになるということで、少なくとも六割にはなるということをございます。

ここのことはどうしていくかということをございますが、これは現在、国民年金の方はこれは個人単位の年金になつております。御主人も掛けをしていただいておりますし、奥様の方も国民年金に入りをいたゞくという形になつておりますが、厚生年金の方は、その御主人が働いておみえになつて奥様がおうちのときにはその御主人の中に奥様の分も含まれると、こういうことになつております。これは、いわゆる世帯単位、世帯で一つの単位という考え方になつていて、ここのことを見て、この年金の一元化等の議論がこれから進んでいきますときに、個人単位に統一をするのが、あるいは世帯単位で統一をするのかといった問題でこれは必ず出てくる話でございまして、誠に大事な問題、今後の女性と年金の問題を進めていくに当たりまして、非常に大きな一番中心的な課題ではないかというふうに思つております。これはそれぞれによつてお考えも違ふことでござりますけれども、ここは女性の皆さんだけではなく、男性も含めまして合意を形成をしていかなければならぬと思ひますし、そのことによつて更に進んだ、この離婚時の問題も今は二分の一ずつといふのをこの法律案に入れさせていただきたい、したけれども、離婚を奨励するわけではありませんで、離婚のないような御家庭の中でもどうしていかかということをやはりきちんとやらなければいけない

けないというふうに思う次第でござります。

○南野知恵子君 今お話しのとおり、個人単位にするか世帯単位にするか、大変考えを深めていかなければならぬ課題であります。

今、大臣も既に離婚のことについてお話し、お触れいただきましたが、人によりましては一日も早い実施を望むという声も聞かれております。改正では、その実施時期はいつからとなるのでしょうか。また、その実施時期を設定した考え方についても併せて御質問させていただきたいと

いうふうに思つております。

○國務大臣(坂口力君) これは、私もできるだけ、それを実施に移しますためにはいろいろの整理をしながらやらないところ、そうしたところがあるよう

でございまして、十九年の四月実施という予定になつております。あと二年ばかり、そういう形にいたしますまでに整えなければならぬ点がかな

りあるということのようござりますので、そういうふうになつております。

それから、第三号被保険者であつた方からの申

請があれば一律二分の一に分割を認めることにつ

いては、広く国民の理解の徹底を図る必要がありまして、やはり女性が後に残られるケースという

のは非常に多いと思わなければなりません。したがいまして、この遺族年金というのは非常に大事なことだというふうに思つております。

現在のところは、現行制度におきましては、遺族配偶者自身、御自身の老齢厚生年金をお受けに

なる方、それからもう一つは、死亡した配偶者の遺族厚生年金、それ御主人の場合の四分の三でござりますけれども、それをお受けになる方、それ

から、遺族配偶者自身の、御自身の老齢厚生年金と死亡した配偶者の老齢厚生年金のそれぞれの二分の一ずつをお受けになるという、その三種類実

はあるわけでござります。この中で一番多いのは、死亡した配偶者の遺族厚生年金を選択する人が約八割を占めております。なぜかといえば、やはり女性の賃金が低いものですから、やはり年金額、女性の年金が低くなつてしまふということ、や

ることは、今回、この遺族配偶者自身の保険料の納付を給付に反映させる仕組みという観点から、

今回改訂においては、まず遺族配偶者自身の

老齢厚生年金を全額支給した上で、そして現行の給付水準との差額を遺族厚生年金として支給する仕組みに改めることにしたわけでございます。ですから、まず御自身のを取りをいたで、そしてこの四分の三なら四分の三に届かないところがあれば、その分は御主人の方からのを回すと申しますか、お使いをいたくということにすると。しかし、それは結果としては額は同じではないかという御批判も受けるわけで、確かにそこはそのままですか、お使いをいたくということにします。

○國務大臣(坂口力君) これは、私もできるだけ、それを実施に移しますためにはいろいろの整理をしながらやらないところ、そうしたところがあるよう

でございまして、十九年の四月実施という予定になつております。あと二年ばかり、そういう形にいたしますまでに整えなければならぬ点がかな

りあるということのようござりますので、そういうふうになつております。

それから、第三号被保険者であつた方からの申

請があれば一律二分の一に分割を認めることにつ

いては、広く国民の理解の徹底を図る必要がありまして、やはり女性が後に残られるケースという

のは非常に多いと思わなければなりません。したがいまして、この遺族年金というのは非常に大事なことだというふうに思つております。

現在のところは、現行制度におきましては、遺族配偶者自身、御自身の老齢厚生年金をお受けに

なる方、それからもう一つは、死亡した配偶者の遺族厚生年金、それ御主人の場合の四分の三でござりますけれども、それをお受けになる方、それ

から、遺族配偶者自身の、御自身の老齢厚生年金と死亡した配偶者の老齢厚生年金のそれぞれの二

分の一ずつをお受けになるという、その三種類実

はあるわけでござります。この中で一番多いのは、死亡した配偶者の遺族厚生年金を選択する人が約八割を占めております。なぜかといえば、やはり女性の賃金が低いものですから、やはり年金額、女性の年金が低くなつてしまふということ、や

ることは、今回、この遺族配偶者自身の保険料の納付を給付に反映させる仕組みという観点から、

今回改訂においては、まず遺族配偶者自身の

老齢厚生年金を全額支給した上で、そして現行の給付水準との差額を遺族厚生年金として支給する仕組みに改めることにしたわけでございます。ですから、まず御自身のを取りをいたで、そしてこの四分の三なら四分の三に届かないところがあれば、その分は御主人の方からのを回すと申しますか、お使いをいたくということにします。

○國務大臣(坂口力君) パート労働の問題も女性と年金の中で大きな課題の一つであるというふうに思つております。

現在、労働時間が四分の三、約三十時間を超えたような皆さん方につきましては、これは保険に入つていただくように今なつておるわけでござりますが、もう少し少ない時間の方にもお入りをい

ただけるようにならないかというので、二十時間以上とすることを一応厚生労働省案としては御提起を申し上げて、いろいろの御意見を伺つたところでございます。

しかしここは、経営者の皆さん方からの、現在の経営状況の中、経済状況の中でそれを一気にやることは非常に難しいという御意見がありましたとのと、それから、働いておみえになる、パートで働いておみえになります皆さん方からも、これは予想に反してございましたけれども、大変多くの反対意見が寄せられました。それは現在の、先ほど議論いたしました三号被保険者との絡みの問題であるというふうに思つておりますし、そうしたことを行後どうするかということ、これも併せて検討をしなければならないことではないかというふうに思つておられる次第でございます。

いずれにいたしましても、現在御提案を申し上げております年金は、いわゆる所得の少ない人に対してもより割合の高い年金をお出しをするといふ点がもしも保険を適用になつた場合にはかう、所得再分配機能と難しく言えば言つておられます年金は、いわゆる所得の少ない人に対してもより割合の高い年金をお出しになる皆さん方がもしも保険を適用になつた場合にはかなり割合としてはいい割合の年金額が今用意されているわけでございますので、そうしたこともよく御理解をいたいで、今後どうしていくか。いわゆる企業の負担、個人の負担を他の方と一緒にやうにしていくのか、それとも一緒にやうにするのが最初から難しいので少しここは段階的にやつていかなければならぬのか、そうしたことも議論をさせていただかなければならぬというふうに思つております。

○南野知恵子君 ただいま御答弁にございましたように、討議を是非進めていっていただきたいと

思つております。

この問題は、厚生年金の適用拡大という議論にとどまるものではなく、広く短時間労働者と正社員との均衡待遇を推進するという視点が必要であると考えております。そしてさらに、男女が格差なく働ける社会を実現させていくことが非常に重要な問題であるかと思っております。

そこで、短時間労働者と正社員との均衡待遇や男女の雇用機会の均等確保に向けて現在どのように取組を進められておられるのか、簡潔にお示しいただきたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) ここにつきましては、男女雇用機会均等法に基づきまして、女性の皆さん方が働いていただきやすい環境を作り上げていくかということで、経営者の皆さん方にも銳意お願いをしているところでございますし、そしてまた、今回の年金制度改革におきましても、子育ての期間のいわゆる保険料というものについて、その御努力をしていただいている場合に対してそこでも五千八百五十五人、二十七秒間に一人の誕生というのが現状でございますが、その試算の中には一・三九という合計特殊出生率を中位推計として基本に持つておられるようございますが、じやそれであつても、それより出生数が減った場合でも五〇%という給付水準を確保すること、それはどのようにお考へになつておられるのか、教えていただきたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 合計特殊出生率ですね、一・三九、本当に維持できるのかというお話を聞かせていただきます。現在一・三三でございますから、これを今から五十年掛けまして一・三九にしていくためにはかなりの努力が必要なんだろうというふうに思います。そのためなどいう施策が一番効率的なのかとも考えながら、限られた財源の中でござりますから、この少子化率を高めていかなければならないというふうに思つております。

この合計特殊出生率、すなわち子供の生まれます数をどのようにしてこれから増やしていくかとお勤めの方が減つて、そしてまた将来増えてくる、いわゆるM字型のカーブを描くというふうに言わいていただきます場をどうしていくか。それは、よく日本で言われますように、日本の女性は三十分代ぐらいまで多くの人がお勤めになつて、三十歳代半ばぐらいから非常にがくつと子育ての期間が思つております。

五年間、ひとつ検討期間を作らうということを与党の中でも結論を出していただきましたので、できるだけ早くこの問題につきましても議論を重ねさせていただきたいと考えているところでございます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 分かりやすさと複雑さ、複雑なものを分かりやすくすると必ず年間先を見て我々進めていかなければならぬわけですが、もし仮に、まあそはいいまでも、これ産む産まないは国が決めるというわけにはいかないわけでありまして、個人のこれはお考へによるところも大きいわけでございますから、たとえいろいろの施策をしたといたしまして思つたように上がらないということがないとは

そうしたことをしっかりと見据えてやっていかなければいけないということでございまして、今、関係者に対しましてもそうした面を非常に願いを申し上げまつたり、そしてまたいろいろの厚生労働省としましても指針を出しまして、そして取組を進めているところでございます。

○南野知恵子君 ありがとうございます。関係者に対しましてもそうした面を非常に願いを申し上げまつたり、そしてまたいろいろの厚生労働省としましても指針を出しまして、そして取組を進めているところでございます。

この前はどうするかという話でございますが、先ほどから藤井議員の御質問にも出ておりましたように、マクロ経済スライドというのをこの二十年ぐらいの間は取らせていただくわけでございまから、そのスピードと申しますか、調整を毎年毎年少しずつやらせていただきますのを、そのスピードを遅らせていただくといったようなことで調整をさせていただいて、そして五〇%は維持をするようにしていくと。もし万が一のときにはそうしたものを取り入れなければならないのではなかというふうに考えております。

○南野知恵子君 ありがとうございます。

本日は、時間にも限りがございますので触れることができませんでしたが、今回の改正案の中には、このほかに在職老齢年金制度の見直し、また障害年金の改善などが盛り込まれております。

最後に申し上げたいのは、これほどよく工夫されたせつかの改正案であつても、国民にとって難しい、分かりにくいものであつては残念ながら十分にそのねらいや趣旨が理解されないのではないかということでございます。

そこで、今回の改正案の中でも、年金制度に対する理解を深める取組としてポイント制の導入などが盛り込まれておりますが、最後に、公的年金の仕組み自体を国民に分かりやすいものとしていることや、国民に分かりやすく年金制度を説明していくことの重要性について総理のお考へ、最後の御決意をよろしくお願いいたします。(発言する者あり)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 分かりやすさと複雑さ、複雑なものを分かりやすくすると必ず細かい配慮が足りなくなるんです。今の年金制度はかなりきめ細やかな配慮がなされているんですけどございますが、もしかしてこれが増やしていくこと、これを真剣に取り上げながらこの五年間先を見て我々進めていかなければならぬわけですが、もし仮に、まあそはいいまでも、これ産む産まないは国が決めるというわけにはいかないわけでありまして、個人のこれはお考へによるところも大きいわけでございますから、たとえいろいろの施策をしたといたしまして思つたように上がらないということがないとは

からなくなつて未納問題が起つてくる。じや分かりやすくしないとなると、かなりきめ細かになります。それを行う調整していく必要があります。

○南野知恵子君 最後の御答弁と申し上げたのは、私の質問に対する最後の御答弁でございますので、総理はずっとお続けいただきたいと願っております。

○櫻井充君 以上でございます。終わります。

○櫻井充君 民主党・新緑風会の櫻井充です。先週、私も大学院生として大学の無給医局員の時代に国民年金を支払つておりますんでした、その責任を取りまして特別委員長を辞任いたしました。今回は一兵卒に戻つて年金の議論に参加させていただきたい。委員長の職にありまして、今年はこういう場に一度も立つておりません。今年初めての質問でございます。是非よろしくお願ひいたします。

まず最初に、地域を回ついても皆さんから言われることは、政治家に関しての不信感でございます。そういう意味において、我々が今やらなければいけないことは信頼回復をどうしていくのかと、この点が極めて大事なことなんだと。これは小泉総理も全く同じ意見だらうと、そういうふうに思つております。

その意味で、やはりこの問題についてきちんとしあげじめを付けるためには、全国会議員が社会保険庁に全部照会して、例えばあるルールを決めて、義務化後なら義務化以後、若しくは国会議員になって以後であればその国会議員になつて以後、あるルールを決めて、全国会議員が年金に加入していたのか、ちゃんと支払つていたのかどうかについて私は公表すべきだと思いますが、その点について私は公表すべきだと思いますが、その点について私は公表すると、これも一つの考え方だと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) ある基準をもつて公表すると、これも一つの考え方だと思います。しかし、御自身で、疑惑を持たれないように自分

で調べて公表する、それもいいかななど。どちらでもいいと思つております。

○櫻井充君 そうしますと、そういうことで信頼回復が図られると総理はお思いでしようか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) はい、個人にくだねいいと思つております。

がやっぱり信頼を回つていく、得るような努力が必要だし、そして年金制度については今指摘されているような未納が起こらないような対応をしていく、あるいは今後、社会保障全体の中により良い制度はどうあるべきか、与野党が対立を乗り越えて、政権交代があつたとしても激変がないような制度にしていくことによって責任を果たすことができると思います。

○櫻井充君 それは、制度の問題だと思います。これまでの行為に関して、これまでの行動に関しては、その点に関してどのような形で信頼回復ができるとお思いですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 政府としては、今の法案を一日も早く成立させて、早く今後の改善策、そして社会保障全体を見渡した改革に臨んでいくのがいいのではないかと私は思つております。

○櫻井充君 それが個人のこれまでのことについてけじめをきちんと付けることなんでしょうか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それは、新しいことに関しては確かに総理のおっしゃるところがいいのです。分かりにくい制度ではありますから、個人が信頼を得るようにそれぞれの判断をしながら、個人が信頼を得るようにそれぞれの判断をしながら、これがいいと思います。

○櫻井充君 国民の皆さんには是非考えていただきたいことがあります。これが小泉総理の姿勢でございます。こういうことをしていくことによつて政治の信頼回復ができると考へているのが自由民主党だということですね。そう理解してよろしいわけですね。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 本筋の議論も大事だし、個々人が信頼を得るような努力も大事です。自由民主党は確立した個人の集団ですから、そのぐらいの判断は個人でされるべきだと思いま

改めて質問をさせていただきます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) もう議員は公人で独立した人格ですから、信頼を得るかと、個人が判断すればいいと思つております。

○櫻井充君 今、個人個人の問題ではもちろんあります、全体として不信感を抱かれています。それで、みんなが本当に払つているのかどうかということを国民の皆さんがきちんと把握したいという声も圧倒的に多いわけです。

例えば、我々は資産も公開するわけですよ。それから、所得も公開しているわけですね。そういう意味において、年金に今までこれだけ皆さんがこの議論をする中ですよ、皆さんが、だれがきちんと支払つているのかどうか、そういう議論はもううんざりだと言つていますけれども、けじめはきちんと付けてほしいというのが圧倒的な声なわけです。そうすると、私はそういう観点から立て考えてみても、きちんとした形で公表すべきだと思いますし、各党すべて公表しているんですね。自民党だけです、公表していないのは。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 小泉総理は総理大臣であると同時に自民党の総裁でもございます。総裁としてどのようにお考えでしよう。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 自由民主党ですから、個人が信頼を得るようにそれぞれの判断をしながら、これがいいと思います。

○櫻井充君 国民の皆さんには是非考えていただきたいことがあります。これが小泉総理の姿勢でございます。こういうことをしていくことによつて政治の信頼回復ができると考へているのが自由民主党だということですね。そう理解してよろしいわけですね。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 本筋の議論も大事だし、個々人が信頼を得るような努力も大事です。自由民主党は確立した個人の集団ですから、そのぐらいの判断は個人でされるべきだと思いま

その点でもう一点お伺いしたいのは、総理は、強制加入前というお話をしたが、未納期間があったということを秘書官の方が報道されました。秘書官の方が報告されております。そのときに、強制加入以前のことなので政治的責任があるというお話をされておりました。もし、これは裏を返せば、強制加入後であるとすれば政治的責任があるという御発言でございますね。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 強制後においても、今、国會議員多くが未納があつたということを発表されていますが、それはうつかりしたミスもあると思います。それは意図的ではなくたどりミスまで責任を問ううつことのないものではないかと思つております。

○櫻井充君 そうしますと、小泉総理の御判断は、もううつかりミスであつたとすれば強制加入後で何の責任もないと、そういうことになるわけですね。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それは、改善策を講ずることによって責任を果たしていった方がいいと思います。

○櫻井充君 ます過去の清算をして、それから次のものに、臭い物にふたをして次のことに行くから、首かしげていらっしゃいますけれどもね、ですから、そういうことをやつているから信頼得られないじゃないですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 信頼を得れるかどうかというのは、その政治家個人、全人格の日ごろの行動にいかがわっていますから、私は過ちを改めるにはばかりのことでありますから、私は過ちを改めることでありますから、うつかりしたことで、しかも過去のことまであくまでも追及するかと。それはまた別問題だと。私は、やはりある程度おおらかな気持ちになつて、過去の過ちといふものを率直に認めたんだつたらばそれを許して、より良い改善策を講じていくというのも一つの方法だと

思っております。

○櫻井充君 私はこの問題をとことん追及したい

ということは申し上げおりません。私は、信頼回復をするためには、こういう手立てが必要なん

じやないかと、その上で、その上できちんとした

議論をいたしましょうと申し上げているのであって、このこと一つ取り上げて総理にお詫びくださいと言ふ氣はさらさらございません。ですから、そういう問題ではなくて、総理としてその信頼、何回も申し上げますが、信頼回復をどうやって図つていくのかということだと思つて、いるんで

す。

もう一つ、そうすると、例えば、もう一度改めてお伺いいたしますが、そうすると、今回の問題

であつたとすると、今回の一連の問題の中でうつかりミスであつたとすれば政治的責任は問われないといふのが、これは小泉総理の見解ですね。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) はい。だれでも

うつかりしたミスというのはあるんです。その

ことによつて私は責任を問うつもりはございません。より良い改善策、ああ、こうやつてうつかりしてミスがあるなど、次はこういうミスをなくしていこうという改善策を講じることによつて責任

を果たしていくのがいいと思つております。

○櫻井充君 そうしますと、うちの菅代表もお辞

めにならなくて、よかつたと、いうことになるのかなと思いますが、そのときに、公明党の代表の方

などは、菅さん辞めるべきじゃないかと、政治的

責任があるんじゃないかというようなことを随分おつしやられておりました。同じ連立与党を組ま

れていたわけですから、総理はその発言に關

して、じゃ、どうお思いですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) いかなる責任を

取るかというのは、すべてその本人の責任である

と思います。私は人がそのようなまあつかりミスしていたと、ということに對してどのような責

任を取るか、御本人に任せればいいと思う。私は、

公明党の神崎さんだらうがだれだらうが、民主党の菅さんだらうが、責任を問うつもりはございま

せん、うつかりミスだつたんですから。

○櫻井充君 まあ分かりました、水掛け論になりますから。

もう一点お伺いしたいことがございますが、や

はり多くの方が、今回、その総理の発表に関し

て、やはり信頼していたのに残念だったとか、そ

れから従来、なぜそういうふうになつて、いるかと

いうと、これは衆議院の方の厚生労働委員会、平

成十六年四月の九日に、小泉総理は、「私も、も

う年をとりまして、年金を、保険、払う時代は過

ぎちやつたんですね。過去はちゃんと払つてお

ります」と、こういう発言をされているわけであつて、その発言と違つて、いたので失望したと、それ

から残念だったという声があります。

そういう国民の皆さんに対しても謝罪すべき

ではないのかなと、そう思いますけれども、総理

としてはいかがございましょう。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それは分かりま

せんね、私はきちんと払つていたんですから。

未納——任意で加入しなきやならないときには

払つていたのは、これは任意という言葉をみんな

分かつていなないんじやないかと。任意で加入しな

きやならないということじやない、任意だから加

入してもしなくとも、どつちでもいいんです。そ

のときの保険料を払つていなかつたからおかしい

と言うのはおかしいと思つて、いるんです。それを

問題にする方がおかしいと、強制になつて払つて

いるなかつたらおかしいと言つのはいいですよ。そ

れ、しかも任意というの、議員年金がある、議

員年金がある人がまた国民年金で払つた、二重取

りになるじゃないかといふ批判も一部にあつたか

ら、議員は議員年金だけで国民年金に入つちゃ

いなかつから、そういう人たちにやつぱりある程度

権利を与えようと。任意、入つてくれればそういう

も少なくなるんですから、本人の責任なんですよ、任意の場合は。

私は、任意のときまで払つていないからおかし

いと言つ方がおかしいと思つています。

○櫻井充君 まあ法的責任はそうなのかも知れま

せん。ただ、年金制度の精神というのを考えてみると、これは互助会システムなんだろと思う

んですね。世代間を超えて扶養していくという助け合いの精神だと、私はそう考えていますが、坂

口大臣、そういう理念でよろしくございましょ

うか。

○国務大臣(坂口力君) 今日も午前中にお答えを

申し上げたわけでございますが、昭和六十一年以来、これは基礎年金のところはもう国民全体が入

る、みんなが入つて国民全体で支え合つていくと

いう年金制度になつたわけありますから、その

中におきましては、これは若い人たちは現在の高

齢者のために、次の若い人たちはまたその高齢者

のためにということで支え合う、世代間で支え合

う本当に制度になつたわけで、そういう意味で、

六十年以降につきましては、私はその制度、理

解というものを十分にしなければいけないと

いうふうに思つております。

しかし、それまでの間は、それぞれの職域と申

しましようか、職種によります互助制度みたいな

形の年金制度が幾つも幾つもこうあつて、それが

林立しておきました。その時代にさかのぼつてそ

れをすべて言うことは少し無理があるというふう

に思つて、いる次第でございます。

○櫻井充君 例えれば国民年金法の制度の目的を読

むと、ここにこう書いてあるんです。要するに、老後、障害又は死亡によつて国民生活の安定が損

なわることを国民の共同連帯によつて防止し、

と書いてあるんですね。これは昭和三十四年に作

られた法律でございます。そういう目的で作られ

たと。

そうすると、例えばそれが任意加入であったと

お互いにですよ、お互いに共同連帯によつて防止

しましようということを国会議員が自ら決めたわけであつて、それが任意だから加入しなかつたと、これは政治姿勢の問題です。これは政治姿勢の問題であります。こういうふうに法律を定めておきながら、なぜ加入しなかつたことに関してそれだけ強弁されるんでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 最初そういう法律を作り

ましたけれども、国会議員はその中に入れないと

いうことになつたわけであります。それまで、共

済年金でありますとか国民年金の互助制度でありますとか、そうした年金が既にそのときについた

ものはそこにつづり込まざいと、こういうことには

ちはそこにどうぞ入りくださいと、こういうことには

とに、それは割り切りと申しますか、そういうふ

うになつたわけでありまして、今までどの年金に

も入りをいただからなかつた皆さん方にそこはお

入りをいただいて互助精神を發揮をしていただ

くことになつた。

五十五年に改正になりましたのは、何度も申

上げておられますように、そうはいいますものの、

三十六年からスタートして二十年が経過をした、

そして、間もなくもう二十五年到達しようとい

う皆さん方のその権限まで奪うのはいかがなもの

かと、いうので任意になつたと、こういう経緯があ

るわけでございます。

○櫻井充君 いや、私は総理にこのことはお伺い

しました。要するに、任意加入だから加入しなかつたのは自由だと、それは法律上そうな

う皆さん方のその権限まで奪うのはいかがなもの

かと、いうので任意になつたと、こういう経緯があ

るわけでございます。

○櫻井充君 いや、私は総理にこのことはお伺い

しました。要するに、任意加入だから加入しなかつたのは自由だと、それは法律上そうな

う皆さん方のその権限まで奪うのはいかがなもの

かと、いうので任意になつたと、こういう経緯があ

るわけでございます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それは、一時期、

議員は議員年金もあるし国民年金に入つちゃ

いなかつから、そういう延長線での任意加入ですか。任意向いですが、総理いかがお考えですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それは、一時期、

議員は議員年金もあるし国民年金に入つちゃ

いなかつから、一般的には将年金あつた

するには、これまた自然なことだと思います。

しかし、加入していない方は、その年金受ける

ことができたとしても額は少ない、加入した人に

比べれば。そういうことで、やっぱり強制してお

いた方がいいなと。今は年金必要なくても、将来

老後になれば、ああ、あのときは加入した方がよ

かつたと思わぬようやつぱり強制にしておこ

うということになつたわけありますから、そ

ういう経緯を考えれば、私は任意加入ということを

国会議員でも、よく言葉、日本語、かみしめてく

ださいよ。任意加入と強制加入の違い、任意とい

うことはどういう意味かということを私が言わな

くても櫻井議員ならお分かりだと思うんです。

○櫻井充君 任意加入のことについてはちゃんと

分かっております。

私は、ですから、じゃ総理にもう一点、もう一

回別な観点からお伺いしますが、なぜ入らなかつ

たんですか、じゃ。任意加入だから、どっちでも

いいから入らなかつたわけでしよう、そのときの

判断で御自分が判断されたときには任意加入で、

どちらでもいいから入らなかつた。その後、強制

加入了から入つたということになりますね。

そうなつてくると、任意加入のときには共同連

帯という意識はなかつたということですよ。そし

て、義務化になつたときには義務だからこれは入

らなきやいけないという、そういうことじやない

ですか、そういうなりや。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 私は、日本語の

解釈として、任意というのは本人に任せられた、

強制ではないと。より良い制度のためには入りた

いという人の権利を確保するための制度であると

いうことで、国会議員として、まあ議員年金もあ

る、国民年金に加入して二重取りだと言われる批

判は浴びない方がいいなと。現に、最初は国会議

員は入つちやいけないということがあつたもので

すから、二重取りの批判があると、議員年金まで

もらつて、国民年金までもらつてどうなんだとい

うことで、一時期は国会議員は国民年金に入つ

ちやいけないという期間があつたわけでしよう。

そういうことがあって、さらに任意年金と。

ですから、任意ということをよく日本語を考え

てください。入つても入らなくていいんです。

○櫻井充君 今の総理の答弁だと、「二重取りしてお

いることがおかしい」というような言い方じゃない

ですか。だったら、現制度、おかしいことになり

ませんか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) そういう経緯が

あって、国会議員も、任意の中で入つてもよろし

い、任意よりもやはり強制した方がいいということ

とで制度が変わってきたんじやないですか。その

都度の経緯を調べて、より国民が支え合えるよう

な強制加入になつてきましたから。そういう経

緯があるんですよ。

○櫻井充君 それが総理の政治姿勢なんだろうと

私は理解いたします。

その意味で、もう一点、これは今度は総理では

ございませんが、国民の皆さん、今回の法律の改

正の趣旨は、要するに国民の皆さんに私は負担を

強いてくる、そして結果的には給付を削減すると

いう内容だと思っております。

その意味で、一つは少子高齢化社会であると、

これはもう本当にその理由はもちろんですが、た

だもう二点問題点が私ははあると思っておりま

して、一つは、これまできちんとした形で適正に運

用されてきたのかどうか。その運用がされていた

ら、本当に保険料の引上げを現時点でしなきやい

けなかつたのかどうか、給付は削減されなきやい

けなかつたのかどうかと、ということについてきちん

と検討する必要性があると、そう思つております。

それはなぜかというと、年金福祉事業団とい

うところがございまして、この年金福祉事業団は

多額の年金の積立金を預かっておきながら、最終

億円の損失を計上しております。そして、この一

兆七千億円の損失を計上しても、だれも辞めてい

かない、だれも責任を取らない、しかも退職金ま

で受け取つてお辞めになつてている。こうしたこと

を許しておいて、国民の皆さんにだけ負担を強い

るような法律を提出するということは私はできな

いと思いますが、坂口大臣、いかがお考えでしょ

う。

○國務大臣(坂口力君) これはもう櫻井議員はよ

く御存じの上で御発言になつているというふうに

思いますが、これが借り始めましてから、これ昭

和六十一年からでございますか、それまでは財投

すなわち財務省の、旧大蔵省が管理をしておりま

す財投の中ですべてこの年金は管理運用されてい

たわけであります。しかし、そうではなくて、も

う少し国民の側に立つたことにそれを使おう、そ

うした方がいいというので、その中から一部、こ

れは旧厚生省でございますが、その管理するところ

にこれを移されたと。そのときに、これを移さ

れたときに無料でこちらで借りられたらよかつた

んですけども、五・五%、平均して五・一%と

いう高い利息をつけてそこから借りてきたと、こ

ういうことです。

その後の経済動向の中で五・一%の運用ができる

なかった、四・九%の運用しかできなかつたとい

うことで、利息はその財投の方に返さなければな

りませんから、そうしたことがあつて、財投の方

に利息を返したものですから一・七兆円のこちら

にしては赤字が残つたと、こういうことでござい

まして、それは何もどこかへ捨ててしまつたよう

なことはなくて、元々のその年金の積立てであ

りますと、ところにその利息の方は返したと。借りて

きた方の金利としてはそういうことになりました

けれども、そうしたことによつて起つたもので

あるということをごぞいます。

○櫻井充君 結果の責任は問われなきやいけない

と思っているんです。財投で運用したときは黒

字だったんです。財投で運用していれば黒字なん

ですよ。何もわざわざ年金福祉事業団を作つて融

資する必要性はなかつたんじゃないでしょうか。

ましてや、坂口大臣、この年金福祉事業団とい

うのは元々融資のために、運用するために作つた

財団じやないんです。これが作られたときには、

しかし、大臣、世界で調べてみると、皆さんか

ら年金を預かつたお金で直接建物を建てているな

んという国はないんですね。こういう使い方をし

ている国はないんです。共済年金は、例えば厚生

労働省のお役人の方々が入つているところはどう

していますか。直接建物なんか造つていませんよ。

彼らが宿泊施設として使つていてるようなところに

は全部融資です。融資ですから、皆返つてきて

ます。グリーンピアは全部直接に建てているんで

す。こういうでたまんな事業団を作つた、まずこ

が私は本質的な問題があると思っていますが。

○國務大臣(坂口力君) このことをどう評価する

かは、それぞれ意見の分かれるところであろうと

いうふうに思います。

昭和四十年代、そして昭和五十年代、このころ

には年金の負担をしていくだけ皆さん方はどんど

ん増えましたけれども、いわゆる給付する、それ

を、年金を渡す皆さん方の数は非常に限られて

いました。そうしたことから、これをただ財投で道路や

あるいは橋を造るということにだけ使うのではなく

くて、もう少し国民に密着したところでそれを使

うべきだ、いわゆる福祉還元という言葉が何度も

国会の中で与野党の中から叫ばれました。

そして、これは衆議院で三回、参議院で三回、

これは附帯決議として、ほとんど全党一致でこれ

はやられているわけでありまして、そうした中で、そ

の中の一つが、国民の勤労者の皆さん方の住宅を

造りましたときの住宅ローンをそこに提供しよう

と。あるいは、中小企業で働く皆さん方の保養基

地等はありませんから、その皆さん方に対応をし

てはどうかというような御意見が出てきたというふうに私は理解をいたしております。そうした結果が今日を迎えてるというふうに思います。

今、私、いいと思っているわけでは決してありません。一番最後が五十八年でございますから、まず六十年止まりでございましょう。それ以後、経済の動向も変わった、そして年金をお受けになる皆さんの方も多くなつた、流れは確かに変わつた。

○次の財団が、基金がやることになつてゐるじやないですか。こんないい加減などころにどうして預けられるんですか。

○國務大臣（坂口力君） これから問題と過去のそうした問題とはあると私も思つております。

一年なんか。こんなような格好で、結論はどうなっているかというと、これを見ていただければ分かりますが、これ、マイナスの方向です。このブルーの方は年金福祉事業団上の方は、ピンクの方は国家公務員の共済です。国家公務員の共済だけ増え、三番目を日、二つめに成って、もう二つ

るんじゃないですか。官僚がこういうことをやっているん ら信用されないんですね。今、福祉というお話をされました。じゃ、これは、昭和五十一年の十二月五日の総選挙のときの宮城県の選舉管理委員会から出でてゐるこれは公的 な文書、会報でござります。これは衆議院の長妻 昭議員からお借りしてまいりましたが、そこに、 実は厚生局長が地元宮城県に戻つて選挙に出たと きの公報でござります。

○櫻井充君 実はそれだけじやないんです。言ひ出すると切りがないんですが、典型的な例をもう一つ挙げておきましょう。

融資事業を始めたのが、六十二年から始めるわけです。それまでは建物しか造つていなかつたんです。それからもう一つは小口の融資しかやつてなかつたんです。その年金福祉事業団が厚生官僚の既得権益の拡大のためにどんどんどんどん大きくなつていくんですね。それが融資事業になります。

今後どうするかの問題でござりますが、これは
今日午前中にも御報告を申し上げましたとおり、
独立行政法人、新たに作りまして、その中でこの
運用をしてもらう。今までこれはほとんどが財
投の方に預けてありましたから、そこに預けたま
まに、預けた方の額の方が非常に多かつたわけで
ありますので、それは大きな問題は、まだ今まで
は問題になつたパーセントは少ないと思ひますけれ
ども、これから先は百四十兆なり百五十兆なり
が全部返つてくるわけでありますから、今後これ
をどうしていくかということについての重大なこ
れは問題だというふうに思つておりますから、そ
ういふ所へ、そこへ、これは民間の人と申しま
すが、う所へ、そこへ、これは民間の人と申しま

（内閣總理大臣（小泉純一郎君））これは私が五年前にしたかね、厚生大臣になったときに、年齢で事業団を廃止しろと言つたとき、みんなびっくりしましたよ。

経緯があるんですよ。私がこんなもの造る必要はないと言つたときは、与野党の国会議員は、過疎地であればあるほど、リゾート施設だろうがホテルだろうが造つてほしいんですね。国会で決めてやっているんですよ。そういう経緯があるんです。

今、役人の責任だと言いますけれども、国会議員が全部欲したんです。そして、この地元にはわざわざ寄ってきた、みんな喜んだんですよ。とにかく

そこに何て書いてあるか。私の実績と。一年金局長として、画期的な物価ライド制年金を創設。」の後に、「宮城県厚生年金スポーツセンター（二十億円）」、「大規模年金保養基地（百億円、岩沼に誘致」と。

ついでですね。それが融資事業になります。その融資事業の例えれば典型的な失敗の例をお話しますと、ゆうゆうの里というところがございましたが、ここなんかは、もうこう書いてあるんです。融資事業部長の話。財団の経営に問題があります。これは分かっていたが、経営内容までには「口を立てた」と。四十四年になつて語り直すときも本

をどうしていくかということについての重大な問題だというふうに思つておりますから、そういう新しいところに、これは民間の人を中心としたいろいろ御議論をしていただく。皆さん方の国会の御議論もしていただきたい結果をそこに反映させて運用をしていくということにしたいというふうに考えております。

今 役人の責任だと言いますけれども 国会を員が全部欲したんです。そして、この地元にはそれが持ってきた、みんな喜んだんですよ。とこが私は、財政投融資全体を考えると、年金の保険料が果たしてリゾート施設とかホテルとか融資して利益を上げることができるのかと。上がらないだろうと。上がることを考えれば、こんな福祉事業団なんか廃止した方がいいと、私が最初に言ひたんですよ。そして今ようやく。

○國務大臣(坂口力君) 過去の一人一人のことまで私も存じませんけれども、全体としてはそういう流れの中で起こったということだけは紛れもない事実でございます。

に言つて いるわけです。つまり、そして そのと
きに、こう いう財団は厚生労働省の天下りの役人
を受けるとか、それからいろんな根回しが必要で
大変だった ということを言つて いる、コメントし
ている わけです。ですから、それは、昔そ の建

れると、じゃ、将来は将来だから、じゃ、そこの責任者は何の責任も問われないんでしょ
うか。足利銀行が国有化されたときには、経営者責任だとその人たち責任問われているんですね
何でこういう財團は責任取られないんでしょ
うか。おかしくないですか。

たんですよ。そして今ようやく。
それはなぜかと。だから私は、特殊法人改革
これが財政投融資、郵政民営化、全部つながつて
いるから、入口から出口までやれというのが小早川
内閣の責任だと思って今行財政改革一生涯命や
ているんです。

だから、この点をよく考えて、みんな地元が喜
ぶ喜ぶといつても、後々のことを考えてくれると

いわゆる保険者を、保険料を提出をするそういう人たちにもう少し還元をした形に使うべきだという御意見が非常に多かったことだけは紛れもない事実でございまして、そうした中で今日を迎えた。しかし、それは流れは変わった。

けです。
こういうでたらめな使い方をきちんとチェック
する機構があつたんでしょうか。ないんですよ。
ないまま、実はこの財団は引き継がれて、今度は
我々の大事な年金を、そのその年金福祉事業団

(資料提示) このオレンジ色の方は国家公務員の共済年金です。これは極めて安定して運用されておりまます。しかも、今度は年金福祉事業団見えてください。こんな、ギャンブルですわ、これは。しかもマイナス、穴を空けています、相当、平成成

ぶ喜ぶといつても、後々のことを考えてくれと
年金保険料、もう積立金がたくさんある、この建
立金が余っているんだから入っている人の喜びを
設を造ろうと。ホテルに行こう、温泉につかるう
ああいいないと、そのときはみんな行っちゃう

たんですよ。ところが、後々利益が上がりなかつた場合にはこの年金の積立金どうなるのかという問題まで当時は考えていなかつたということは、ないでしょうか。

しかしこれは、もうこういうものはやめろといふ機運が出てきたということは私も歓迎します。だからこそ特殊法人改革を進めなきやいけないと私は思つています。

○櫻井充君 財政構造改革と今おっしゃいましたが、財政構造改革が行われて年福事業団が一体どういうふうになつていつたのか。

これは、施設の運用費が毎年六百億円以上計上されていたのが大幅に削減されました。しかし、その代わり、それよりも多くの事務費を今度は計上しなきやいけなくなっています。今まで一般会計で、一般会計で事務費は見ておりました。建設費だけ年金の基金、年金の資金から使つていた。今度は事務費も、事務費は今度は年金の資金から使つていいことになつたんです。

つまりは、形を変えた公共事業が、今度は年金で造れなくなつたので、事務費のところは一般会計から持つてくるようにしたのが実は財政構造改革でしかなかつたんじゃないだろうかと、そういうふうに思つております。ですから、総理がそういう提案をされたのかもしれません、実際には、そういう形で運用されていつて全くないんです。

もう一点、その廢止をする際に、それでは総理として、その当時厚生大臣だったんでしようか、そのときに、なぜその官僚たちに責任を取れといふことをおつしやらなかつたのか。そのところは一体どうしたことなんでしょう。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君）それは、国会で決めて国会が要請したからなんです。そこがまた官僚のうまいところなんですよ。政治の責任で私たちちはこういうのを作りましたということになつちやうんですよ。そこが非常に恼ましいところです。やっぱり我々も共同責任を負わなければなりませんよなど思つていてます。

○櫻井充君 そうすると、改めてですが、この年福事業団が、年福事業団、名前は変わりました。年金資金運用基金と名前は変わりましたが、それで改革がなされているようにさもおっしゃいます。改革がなされたる様子はそのまま継続されました。それから、理事三人おられる中の橋本さんと藤井さんはそのまま継続されていくんですね。役員が理事長と理事と四人しかいない中の三人はそのまま残つていくんですね。こんないい加減なところで、総理が幾ら改革改革とおっしゃつたって、実態は何も変わつていいんですよ。

ましてや、ましてや大事なことは、ここでの会計監査はだれがやるかということなんですね。会計監査は一応は厚生労働省でやることになつていてるんですね。ですが、厚生労働省のその課がやつたとしても、ここに天下つてきてる理事長はすべて事務次官なんです。厚生労働省のトップの人たち、しかも先輩たちに対し厚生労働省のその人たちがちゃんととしたチェックができるでしょうか。

そういうことは、そういう改革を成す前に、国民の皆さんに、ここで今度は安全で運用できますよと言つたって、私はだれも信用しないと思ってるんですね。いかがでしようか。

○國務大臣(坂口力君) ですから、そこを今度は民間人によじようとしているわけであります。今度は民間人にいたします。民間人中心にいたします。もう理事長も民間人にはいたします。もう決定いたしまして、それでいきたいというふうに思つております。

それから、先ほどの表を見せていただきますと、カーブがこうございましたけれども、あの年金福祉事業団の方は、あれは時価で示したものでござります。それから国家公務員の共済年金の方は、あれは簿価で示したものでござります。簿価と時価で示したものとのカーブでございますから大きな違いがあるということでございます。

○櫻井充君 これは資料請求したときに出でてきたものでございます。我々が苦しいのは、官僚の方々がそうやってきちんとしたものをしてこないか

らなんですよ。比較できないものを出されてきて、我々に比較しろと言われているところに問題もあらんですよね。これは情報公開の中でもっとちゃんと出してきていただきたい。そのものが出てきていないということは、こちら側から付け加えさせていただきたいと思います。

ただ、大臣、民間人民間人とおっしゃいます。いや、民間人に公的年金の運用をすべて任せせるんでしょうが。だったら、なぜ国が集めなきゃいけないんですか。国がやる事業じゃなくなるじゃないですか。国がやる事業のトップが民間人には替わったから全部変わるんでしょうか。

○國務大臣(坂口力君) これはなかなか難しいところですね。

役人にやらせたら役人は駄目だという話、民間人になら民間人また駄目だという話なら、一体だれにやらせたらいいのかという話にこれはなるわけでありまして、私は、役人、まあお役人にもそれはいろいろの人おるでしょう、それは詳しい人もいるかもしれない。だけれども、私は、これだけ多額のこの積立金を運用するだけの能力のある者が厚生労働省の中にそんないるとは私は思っておりません。ここはもつと専門家の皆さん方で、それだけのやはり評価に堪え得る人を理事長にしなければいけないというふうに私は思っております。その中でその運用をしますし、それから、今度は評議会も作りまして、それに対してもう一つ、それがやはり評価に堪え得る人を理事長にしないかも常にチェックをしていくという体制を確立をしていきたいというふうに思つております。

それでも駄目だと言われたら何をやるかということでおざいますけれども、そうしたことでの責任を明らかにしていくということだろうということは私は思つております。

○櫻井充君 そうしますと、これまでのことに関して言えば、責任を取るということにはならないと。一兆七千億円の赤字が出ているけれども、今までの分に關してはだれにも責任を問わないといふことになるわけでしょうか。

私がおかしいと思うのは、例えば二十五年間支払っている人でなければ受給権が生じないんですね。これはある種のペナルティーらしいんです。なぜ国民の皆さんにだけペナルティーを科して官僚の皆さんはペナルティーを科されないんでしょうか。

これは、法律上の運用の仕方は全く問題ないからだとおっしゃいますが、これはきちんと植やすという約束事でお金を預かっているわけです。元々、年金福祉事業団というのは施設を造るためにあつたものなのに、いつの間にか住宅融資も住宅ローンも始めた。今度は、大口の融資も始めただけではなくて、運用も始めただけではなくて教育のローレンまで始めているわけですね。様々なところに手を出しているというのは、官僚の方々が既得権益を広げようとしていた結果じゃないですか。そういうところをちゃんととは正して責任を取らせないから国民の皆さんは怒っています。政治家が無力だと思われているわけですよ。ですから、そういうところをきちんとやるからいいかが私は大事なことだと思いませんけれども、大臣、いかがですか。

○國務大臣（坂口力君） その六十一年から平成、先ほどの表では十二年までございましたでしょうか、この間に、積立金全体で見ると、これは七十二兆円プラスになっているわけであります、利息で。全体で七十二兆円プラスになっている。こちらの方で、厚生労働省の方で運用した額だけを見ましても九・三兆円のプラスになっているわけであります。ですが、その九・三兆円はどこへ行つたかといえば、それは、お借りをした財投の方にそれは利息として返したからこちらの方に一・七兆円の赤字が残つたわけでありまして、だから、そうした意味で、決してその額が全部、それは何かこう負けたからその赤字が残つたということは私は少し質が違うというふうに申し上げているわけであります。

て、財投から借り入れたからどうだとかいう理屈は成り立たないと思うんですね。財投から借り入ることが分かっていても、それで殖やせるという自信があったからこそ運用をこちら側でやらせてくれと言っているわけであって、その責任を取らないというのは私は筋が違うと思いますけれども。

何を申し上げたかと。要するにもう一つは、厚生省の労働省のお役人の方々は国民年金や厚生年金に加入しているわけじゃないんですね。自分のお金じゃないんですよ。自分のお金じゃないから、結果的には建物を建てたり事務費用も出したり、そしておかしいと思うところに融資したりして穴を開けているわけですよ。自分の入っているところであればもと大事にすると思います。ですから私は、この際、まず初めにやるべきことは、共済年金も厚生年金も全部一本にする議論をしないと納得していくだけないと思っているん

です。もう一度申し上げますが、自分のお金なら絶対大事に運用するはずなんですよ。自分のお金じゃないと思っているからそうしているんです。例えば、この中に、グリーンピアの中で諸謝

金というのが使われているんですが、諸謝金なんていふのは、平成十二年にお達しが出るまで、使っていましたが、マニユアルが出るまで何て言われていたかというと、これはみんな小遣いだつたんです。これはあなたの方の給料とは違いますとちゃんと書かれていたんです、私、外務省の調べてみたら。そこに何て書いてある、これこれ事務経費ですから注意して使ってくださいと書いてあるんですね。そういう諸謝金だつて計上されているんですね。でたらめな金の使い方をしているのは、自分の金と他人の金を別々に運用しているからですよ一緒に運用すべきじゃないですか。

○國務大臣（坂口力君）　まさしくその一元化の中でも一番先にやらなければならないのは、共済年金とそして厚生年金の一元化の話だというふうに思います。これはやはり一番先にやらないとい

員にいたしましても、地方公務員はどうか分かりませんけれども、国家公務員はどんどんと数は減っていく、ということになつてくれば、やはりこの年金を受ける人の数が増えて私は共済年金も行き詰まつてくるというふうに思うんです。過去の例を見ましたときに、それは旧国鉄であれ旧専売公社であれ、それぞれ行き詰まつた段階で厚生年金を行なうんです。そういう事態になる前に、やはり共済年金、それから厚生年金といふのは一元化をまずするということが、これはもう委員の御指摘のように私もそう思つているところでございます。

○櫻井充君 今共済年金の方は黒字なんですよ。ですから、共済年金が行き詰まるなんていうことはあり得ないんですね。

○國務大臣(坂口力君) ある。

○櫻井充君 今のところはですよ、今のところは。保険料率だつて、はつきり言つて今回まだそこまで上がるかどうかだつて分かつてないわけです。

じゃ大臣、もう一つ申し上げれば、じゃ申し上げれば、今の共済年金は、形はですよ、形は国家公務員の給料とそれから税金のところで一対一の構成になつております。ところが、浅尾慶一郎議員の質問主意書でしようか、これに答えて作成されたものだつたと思いますが、結果的に国家公務員の共済年金というのは保険料収入が一兆四百七十九億円であると。その中に今度は、追加費用でいるんですね。一兆円の収入のほかに五千億円の税金がつぎ込まれているんですね。

つまり、厚生年金の皆さんは保険料負担と企業負担が一対一なんです。そうではなくて、国家公務員共済は一対一プラスそれに五千億円の税金が追加されているということですから、四十兆しない税金の中で、これは国家公務員だけです、以

方公務員も含めると一兆八千億円以上 約二兆円ですね、二十分の一のお金が年金の維持のために使われています。ところが、厚生年金に関して言うと、そういうた項目は一切ございません。これだつて不公平じゃないですか。

○國務大臣(坂口力君) 共済年金はいわゆる恩給になつてゐる皆さんもおみえになりますから、その部分は私ももう間もなくなつっていくといふうふうに思つておりますが、しかし、それとは別に、追加的に出でていることも事実でございます。そのところは、これは今度厚生年金と一緒にやつたときにはやっぱり是正をしていただこうということに私はならざるを得ないというふうに思つてゐる次第でありまして、そうしたことも含めてこれからの一元化の話は進められていくといふふうに思つております。

かもう必要ないはずです。大臣、大体、何で恩給という制度があったかというと恩給の場合だつて、あの当時はもう厚生年金あつたはずです。厚生年金の方々はみんな掛金積んでいたはずです。恩給の方々は掛け金積んでいないはずです。その名残です。税金でみんな面倒目です。その名残ですよ。そのときいたんですから、それの名残ですよ。そのときでさえもう官民格差があつた。その官民格差を何でずっと引きずらなきやいけないんですか。

そして、民間の人たちだけ、国民の皆さんにだけこういう負担を強いてくるんですか。この先でそれ、どこまで負担が行くんですか。社会保障だけで二九・五%の負担です、国民所得に対してもよ。そして、租税負担も加えたら六〇%弱の負担になつていくわけです。国民の皆さんにだけ何そんな負担を強いらなきやいけないんですか。これに合わせて、企業もそれに見合つただけの負担をしなきやいけないわけです。この負担に堪えしていくとお思いですか、大臣。

はいわゆる戦争中からのものをここへ引きずっといるわけでありますから、そのときに皆さん方に大変な思いをしていただいた。そうしたことに対し国が打つたこと、行つたことがありますから、それを現在になりまして、それをなかつたことにするということもなかなか難しい、過去に国の方でお約束をしたという経緯もありますから。

しかし、ここは年々歳々だんだんと減つていくわけでありますから、そうしたことなどをどう今後パワーをしていくかということに私はなるというふうに思つております。それは、この共済年金あるいは厚生年金というものについて、これからどういうふうにその一元化を進めていくかということに私は決着を付けなければならない問題だというふうに思つておられます。

○櫻井充君　どこかの時点でではなくて、こういう議論をしたときに決着を付ける問題じゃないんですね。この問題を決着してから本質論に、こういう国民の皆さんに負担増をお願いすることにするべきことではないですか。

そしてもう一つ、恩給は過去の問題、過去のところでお約束したものだから仕方がないんだ。いや、グリーンピアで、あのときにはちゃんと増やしますという、そのときに我々は有効利用して増やしますというお約束をしました。そして、お約束をして守れない。官僚の人たちが守れないときは何のペナルティーもない、お約束はこれで破られる、そういうことだったら、だれも信用しないんじゃないでしょうか。

時間もなくなりました。最後にもう一点だけ。

今回の問題に関して言えば、私はきちんとためを付けられる人ははじめを付けた方がいいと思います。

私は、何回も申し上げますが、国会議員になつてからはきちんと払つております。しかし、しかし学生の時代のときに、大学院生や無給局員のときには金を払つていなかつた責任を取つて辞めました。民主党の未納の国会議員のリストの中に

は載っておりません。

そういう意味で、副大臣の方々が支払つていな
い。こういう方々が責任取らすに、果たして、こ
うやつて皆さんこれから議論していく上で果た
して信頼されるのかどうか。政治責任というのを
問われるべきだと私は思いますが、最後に小泉総
理、どうでございましょう。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 政治責任という
のは、それぞれ政治家の立場違いますが、私は今
回、年金法案を一日も早く成立させて、与野党協
議で年金一元化を含めて社会保障全体を考えた協
議を進めて、より建設的な改革をしていくことに
よつて私は政治責任を果たしていきたいと思つて
おります。

○櫻井充君 終わります。

○遠山清彦君 公明党的遠山清彦でございます。

まず、私は持ち時間が大変少ないので、先ほど
も出でておりますけれども、年金教育の推進に絞つ
てお聞きをしたいというふうに思つております。
今国会で年金改革が最大の焦点となつたこと
で、多くの国民が従前よりも年金に対しても強い関
心を持つようになりました。しかし、その過程で、
残念ながら、私ども国會議員も含めて、今の年金
制度に対する知識が不足をしていて、理解が不足
していたということが分かつたわけでございま
す。

さらに、ちなみに総理、二年前の社会保険庁の
調査によりますと、国民年金に加入をしている人
でも四割の人人が二十五年間最低加入をしてい
ない、年金の受給権があるというルールを知らなかつた
ということが発表されているわけでございます。
さらにもその世代に属しますが、最近の若
いになりますと、更にこの年金に対する関心と
か知識が概して低うございまして、このことが、
若い人たちが、若年層の未納率が高い背景にある
ことは私は間違いないというふうに思つております。
また、例えばそういう知識不足のために、年
金は払つても将来もらえないとか、あるいは

公的年金なんか要らないという極端な主張が誤解

や理解不足に基づいてなされる例といつもの私が私
たちの現場ではあるわけでございます。このこと
については、年金制度そのものが複雑で分かりにく
かったという指摘もございますし、また政府の方もこの少子高齢化がかなり深刻になるまで分か
りやすい説明努力ということを十分にしてこな
かつたのではないとか。この点については、政府
あるいは国会関係者も深く反省をしなければなら
ないと私は思つております。

このことを前提に、私は若年層の公的年金制度
の必要性また重要性に対する理解を向上させてい
かなければならぬというふうに思つております。
て、まず、今日お配りをしておりますけれども、
小学校・中学校の義務教育の課程で年金について、
社会科になりますが、どういうふうな教育が行わ
れているかちょっと調べてみました。

小学校六年生の社会科教科書では、年金など社
会保障制度に関する言及はほとんどございません
。ですので、資料で配つております。配つて
おりますのは中学校的公民教科書ですが、
これは大阪書籍さんのものでありますけれども、
年金についてはこの百四十七ページと百四十八

ページの二ページにわたりまして一応解説がなさ
れています。しかし、ぱっと読んでいただいて
分かると思いますが、文字どおり教科書的な非常
にドライな年金の説明になつておりますから、私
が個人的に思うに、これを読んで、ああ、公的年
金制度は必要なんだなと理解できる中学生はそん
なに多くないのではないかと私は思つております。

総理、問題は、どうなるかといいますと、中
学校でこの教科書二ページの教科書的解説を読ん
で、理解したかしないかは人によつて違いますが、
そのまま高校に参ります。高校へ行きますと、今、
科目選択制ですから、現代社会の授業を取つて、
そしてその先生が年金のことをちゃんと教えて、
先生が年金のことを教えていた授業で、ちゃんと
寝ないで聞いていた生徒しか高校段階で年金のこ

とについて教育を受けることが全然ないといつこ
とになります。大学や専門学校あるいは社会人と
して、その後高校を出るわけですけれども、その

後は大学とか専門学校で福祉の、福祉関連の学科
でも取らない限り、年金のことについては全く触
れずに二十歳を迎えると。そこで、今は強制加入
になるわけでございます。

こういうことを考へると、まあこれは推測でし
かありませんけれども、日本で新成人になる、二
十歳になる人のほとんどが、仮に年金制度に對す
る知識があつても中学生レベル、中学生程度の知
識しかないまままで成人になつていると。このこと
が、実は今議論になつておりますこの年金制度に
対する誤解とか理解不足の最大の温床になつてい
ると思いますが、総理、いかがでしようか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 若い人は、六十
過ぎたら自分が年金幾らもらえるかと関心持つて
いる人はほとんどないでしょうね。まして中学生
や高校生、普通の授業でも余り興味ない生徒が
多いですから。そういうことを考へると、二十
歳を過ぎたら年金を納めなきやいけませんと、いう
のは、学校教育以外にもよく通知できるような改
善策を今後協議していく必要があると思います
ね。学校の生徒に、全般の福祉ならないですよ、
しかし、年金はこう払いなさいとかいつたつて読
まないですよ、ほとんどの人は。そんな授業をや
るといつたら出てこない生徒の方が多いんじやな
いかな。

だから私は、そういう、やるにしても、やっぱ
り高校生とか大学生、余り中学、小学生まで拡大
してやつてもまだ先のことと思うから、間近に控
えた人に対する教育なり通知、あるいは全体の
社会保険制度はどうなつてているかということは必
要ですが、余り早い段階でやつても興味示さない
し、先のこと思つちやう。それよりも、やっぱ
り今後、二十歳間近、二十歳過ぎたらどうなるの
かという、社会全体でもつと注意深く、この年金

わけですから、そういう場でもつと改善策、払い
やすい制度、処置を講じることがいいのではない
かなと思っております。

○遠山清彦君 総理、私も小学生に年金の話をす
るのは、これはかなり難しいというふうに思いま
すが、中学生といつても三年生、十五歳ですから、
もう五年で二十歳なんですね。私は特に高校生の
段階でもつとしっかりと充実した方がいいと思つ
ていますが、総理、私、今、厚生労働省というか
社会保険庁から「公的年金制度って?」という、
この学生、児童用の、まあ中高生対象だと思いま
すけれども、これあります、総理、後で読んで
ください。それで、これ非常に分かりやすいとい
うか、十五分あれば読めるような内容になつてお
りますが。

そこで、今日は文科省と、それから厚生労働大
臣先に聞きたいと思うんですが、実は厚生労働省
もこの年金教育が不足しているということで平成
六年からいろいろな取組をしてきました。総理が
おつしやつたことが理由の一つかもしれませんけ
れども、なかなか成果が上がつてこない。そこで、
実は昨年度、私いろいろ聞きましたら、各都道府
県の社会保険事務局に学校教育に携わっている
方々も協力していただいて年金教育推進協議会と
いうのを実は全国作つたんです。ここを足場に、
年金教育、特に若い人たちに対して二十歳になる
前にしつかりと。

総理、二十歳になつてからもなかなかみんな加
入した意識ないんですね。それは今度別途やりま
すけれども、職種適用という形で、二回督促して
も国民年金入らない二十代の若者は社会保険庁が
もう自動的に年金手帳送るんですね。送つたこと
で、はい、あなた入りましたと。ところが、何が
起つてているかといふと、大学生は住民票を実家
に置いて大学に、東京とか出でくると。実家の方
に年金手帳届く、親が息子とか娘に掛けて、あな
た年金手帳届いてるわよと言つても、俺は加入
した覚えないと、ほつておけという話になつて、
お父さんお母さんも仕送りで大変だから納めない

というようなことがあって、結局は、加入率は上がったんですけども未納率は高いままということがありますから、本人がやつぱり自覚して私は年金に入つたんだということが大事なんですが、それで厚生労働大臣、簡潔で結構ですが、この年金教育推進協議会、去年全部出そろつたと、これを足場にどういうふうに取組強化されるか、御答弁お願ひします。

○国務大臣(坂口力君) この年金教育推進協議会といいますのは中学校、高校生を対象にしたものでございまして、教員を対象とした年金セミナーというのは五千九百校からやつております、生徒を対象としました年金教育というのは三千校ぐらいにとどまつておりますが。こうした取組を広げていきたいというふうに思いますが、この中には校長会の代表でありますとか、あるいはまた教育委員会の担当者でありますとか、年金のことに詳しい人でありますとか、そうした人に入つていただきて、そして生徒、教員も合わせてございますけれども、年金セミナーというものを年間に実施をいたしまして、そして、どんなものか、なぜこれが大事なのかということの基本的なことを体験していただくというか分かつていていただく、そういうことを一生懸命にここがやつているというところでございまして、今後もこうしたこと、これは文部科学省の方にお願いをしなきやならないことでございますが、いろいろと御相談をさせていただいて、更に進めていきたいと思っております。

○遠山清彦君 それで、総理、二枚目の資料を見ていたときだと思っていましたが、今、厚生、坂口大臣がおつしやつた数字が出ております。

「中学校における年金教育の実施状況」という数字があるんですが、平成十四年度の数字をさつき坂口大臣おつしやつたと思うんですけども、これ中学、高校で、全部公立だけだと思いますが、対象校の数は一万六千六百三十一校あるんですね。そのうち、教員を対象に年金教育をしたのが五千九百云々で三五・七%、生徒対象になる

と一八・二%しかないんです。さらに、年金広報専門員が行うセミナーが学校へ行つたのは四・六%の学校しかなくて、教員が直接生徒に年金の話をしたのは、中高ですよ、高校も入れて一三・六%しかないということなんです。

○内閣政務官(駒浩君) 駒浩大臣政務官に聞きますが、私、社会保険庁から得た資料で、事務局で抱えている問題点あるんですね、この年金教育に関して。一番目が、教育機関の理解を得られず、年金教育を実施できない

市町村があつたと、いいですか、これ一番目の問題。二番目の問題点は、理解は得られたんだけれども、カリキュラムで余裕がないからやつぱりできませんよというのが二番目。三番目が、できるこになつたんだけれども、年金広報専門員といふ人材が確保できなくて送れませんでした。そういうと、結局それが数字に表れているわけ

ですよ。年金教育やらなきやいけないと言ひながら、もう四%とか一三%とか、三割にも満たない

ような状況なんですね。これは非、私、五割ぐら

いまで確保していただいた方がいいと思うし、文科省ももうちよつと真剣にこれ考えていただきたい

ことを申し上げて、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

今日は総理に伺います。

総理は、これまでこの法案について、保険料は

上限を決めたと、それから受け取る年金は下限を

決めたと、だから抜本的だと、安心できるんだ

言つきました。

しかし、これが事実でなかつたと。十二日の参

議院の本会議で、私、こう質問しました。(資料提示)これが政府の答弁パネルにしたんですけど、保険料の名目額は一体どうなるか。国民年金保険料は、今までの政府の説明では、二〇一七年に一

万六千九百円になり、そのまま固定をする保険料

固定方式だと言つてました。ところが、実際の名目額は、二〇一七年には二万円を超えて、二七年には

二万五千円を超えて、二〇三七年には三万円を超

ることも、ある程度数値目標を高めて、社会保険事務局の方々、年金広報専門員の方々が現場で先

生方や子供たちに指導し理解を得られるようにす

る努力を、必要だと思いますので、そのようによ

り一層取り組みます。またよろしくお願ひします。

○遠山清彦君 もう時間がなくなつてしまいまし

たので、最後に一言申し上げたいというふうに思

います。

総理、私、今手元に一つの紙、数字がありまし

て、学生の国民年金加入・納付状況の推移。これ配つております。昭和六十一年、学生が、任意加入でけれども国民年金に二十歳から入るとなつたときに、実際に、学生数百六十万で未加入者が百五十八万人、九八・八%なんですね。未加入ですよ、未納じゃなくて。ということは、このとき大学生だった人が将来国會議員になつたら九

八%ぐらい未加入、未納の記録がある可能性があるんですね。

それぐらい、これはだれの責任というよりも、私申し上げたいのは、制度の問題であつて、その過程で若い人が知らない間に未納、未加入になつていただと。これ、将来大問題になりますから、是非とも年金教育しっかりやつていただきたいといふことを申し上げて、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○小池晃君 そんなに胸を張つて説明するんだつたら、何で今まで一言もそのことを言わなかつた

んですか。衆議院の審議でも一切このことを説明してこなかつたんですよ。政府は、今まで保険料の上限決めるというふうに宣伝されてきたから、多くの国民は、これは二〇一七年から保険料はもう上がらないんだと思つてゐるんです。ところが、

実際に二万円、三万円と上がっていくと。何でこんな大事なことを、今まで総理は衆議院の審議では一度も説明しなかつたんですよ。おかしい

んじゃないですか。これで国民に十分に説明したと胸を張つて言えるんですか。お答えいただきたい

これ、総理に聞いているんです。総理答えてく

ださいよ。総理の説明を聞いているんです、私は。

○国務大臣(坂口力君) 総理がお答えになつたとおりでございまして、それは物価の価格の固定を

いたした上で一万六千九百円でありますから。

これから賃金は上がっていくわけですね。例えば、

現在、現役男子の平均手取り賃金は三十九万

円ぐらいですよ。けれども、それが二七年ごろ

になりましたら、これは五十万円ぐらいに上がる。

あるいは、それ二七年になつていますか、二七年

ぐらいでありますと、これは六十三万円に上がつ

ていくというふうにして賃金上がつて行くわけ

ありますから、その中でどれだけ保険料を払つて

いただかなければならぬのかというのは、それは、

それも上がつていくのは当然のことであります。

もし、例えれば自民党的年金改革のパンフレットには、

一万六千九百円、これ以上は絶対に引き上げませ

んと、こういう宣伝してきたんですから、これは

法案のでたらめさが私一つはつきりしたというふうに思う。

さらに、受け取る年金についてはどうか。これは、政府の説明は、どんなに下がつても現役世代の収入の五割は保障すると。しかし、これも先日の本会議の質問でこのパネルにあるとおりだということが明らかになりました。

これ、確かに年金を受け取り始める六十五歳の時点では五割を超えていた。しかし、この年金支給が始まるとみんな水準が下がつていて、結局すべての世代で現役世代の五割を切つてしまつた。総理の五割保障だという説明は、これは偽りだつたんじゃないですか。お答えいただきたい。総理、お答えいただきたい。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それは、年金説明する場合に、ある時点、モデルを示さないと、それは分かりやすく説明できません。今の日本の年金制度は非常に細やかに決めておりますから。六十五歳の時点においては五〇%程度です。しかし、八十歳まで長生きした方がその時点の年金をもらえるかというと、これまた別です。同時に、また逆に、八十過ぎて六十五歳と同じような年金もらつたらおかしいじゃないかと。消費量だって六十五歳の時点と八十歳とは違うだらうという議論も出てまいります。

ですから、ある時点において、ある時点においての一つのモデルを示さないと説明しにくいんです。いずれにしても、私は、一つのモデルとしてはそうだと。今、しかし年を経て、六十五歳と七十五歳と八十五歳では違うだらうと言われれば、その時点で違うのは事実であります。

○小池晃君 今高齢者にとって一番の負担は社会保険料や医療費の負担で、七十五歳、八十五歳になつたら介護保険料の減免制度あるんですか。ないんですよ。私は、七十五歳、八十五歳、少なくともいいという議論は暴論だと思います。しかし、それはわざに置いたとしても、私が言いたいのは、一度もこのことを衆議院の審議でも説明しなかつた。法律の要綱にすら書いてない

わけですよ。五割保障だ、五割保障だとさんざん皆さん宣伝したわけじやないですか。こんな大事なことを一度も説明しないでおいて、参議院の審議が始まって初めて説明した。このことは、私が大問題だというふうに言つてゐるんですけど、そのことに答えていただきたい。これで国民に対して

説明責任果たしたということになるんですか。總理ですよ。これ重大問題です。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) たしか、私は總理大臣ですから毎回この年金に関する委員会出席しているわけではありませんが、たしか私も出席した委員会の中にはそのような議論がなされたことがありますと記憶しておりますが。今初めて

じゃありません、それは、しかし、厚生労働大臣は毎回委員会に出ておられるようですので、その点については質問があれば答弁されるでしょう。しかし、私はそのような議論を衆議院の委員会にいたときに聞いたことはありますし、それについて厚労大臣がたしか答弁したことあるでしょ。ありますよ、衆議院でも。

○國務大臣(坂口力君) それはなぜ下がつていくかというと、それは実質賃金の上昇率と物価の上昇率が一致しておりますから、それはもうずっと横ばいですよ。実質賃金上昇率の方を高く見ていい。だから、それはだんだん下がつていくわけでありますし、それを下がつていくような社会を作らなければいけないというのが我々の考え方であります。それ、物価の上昇と賃金の上昇が一緒だったら、これはいつまでたつても良くならない。実質賃金の上昇ができるだけ上げて物価の上昇をいかに抑えるかということが今後の年金にとって一番大事なことになつてくると思うんですね。それを現役時代の年金がだんだん下がつていくようにそれ見えますけれども、現役時代じゃないんですね、次の現役世代の皆さん方の賃金との比較においての話でありますから、それは間違わないよう見ていただかないとですね……

○小池晃君 現役世代と言つてゐるじゃないですか。

か。

○國務大臣(坂口力君) いや、だから、私は現役時代の年金額というのは決して下がつていいかない

ということを申し上げております。

○小池晃君 今は完全にでたらめですよ。私は、さつきから現役世代ということを言つているわけじゃないですか。

そして、これ見てください。(資料提示) 公明新聞、四月二十六日付け、これ給付は、これは五〇%以上確保しますとはつきり書いてあるんです。だから安心だとハートマークまで付いています。

○國務大臣(坂口力君) たしか、私は總理だなどといふことは一度も説明していません。皆さん方に、こういう宣伝してきたんじゃないですか。保険料はこれ以上上がりません、給付は五〇%以上下げません、こういう説明を一貫してきてて、いざ参議院に来てから、これは当たり前なんだと、当然なんだと、下がるんだと、こんな説明して国民が納得すると思うんです。あなたね、でたらめなこと言つちやいけない。

総理、総理にお聞きしているんですよ、私は、こういうでたらめな説明をしてきて、そして五割保障だなどということを言つて、そんなこと通用すると思うんですか。総理、答えていただきたい。○國務大臣(坂口力君) でたらめと言われて私も黙つておるわけにはいかないんで。

それは、現役時代の平均手取り、そのモデルケースで五〇%ということを申し上げているわけで、そこから先は、先ほど申しましたように下がつて、そのカーブが下がつていくよう、いわゆるそれが次の世代の皆さん方の賃金は更に上がっていくような世の中を作らなきゃいけない。だから、そこは下がつていくのは当然であります。その責任……

○國務大臣(坂口力君) それにつきましてはね、例えば民主党の古川さんが、古川議員が予算委員会のところでそのグラフ示しておつしやいましたですよ、二〇二五年か何かのモデルケースについて。それはちゃんと出ているんですよ。それはそ

こでも議論をいたしたところでござります。

○小池晃君 衆議院の法案審議の中で、現役時代の水準に照らして六十五歳時点過ぎると下がつていくということは一度も説明していない。しかし、皆さん方は、これ五割保障だと、これ以上下げません、保険料はこれ以上上げませんと、こういう宣伝をしてきた。衆議院の委員会での強行採決の後になつてから衆議院の委員会で審議ありましたよ。しかし、法案の通過のめどが付くまで、こういう大事なことについて今まで一度も説明していないじゃないですか。まともにこの問題についてしゃべつたのは今日が初めてだと思います。

私、このような大事なことを国民に事実を隠して審議を続けた。年金というのは国民の信頼が一番わけじやありませんか。それにもかかわらず、こんな大事なこと、年金の五割保障だというのは、これ、私ほとんどの国民は知らないと思います。みんな五割保障だというふうに聞いていますから、これはどんなに下がつても現役時代の五割は年金もらえるんだろうと。しかし、それが六十五歳で年金をもらい始める時点のことだけなんだ、こういう理解をしている国民は、私は一人もないと思います。皆さん方はそういう宣伝してこなかつた。

総理、私が聞きたいのは、こういう大事なことをまともに議論もしないでこの審議をすり抜けようと、こういうことが許されるのかということを私はお聞きしているんです。総理、答えていただきたい。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) もうまともに議論してきましたよ。予算委員会だって、もう私は年金の議論随分しましたね。厚生労働委員会になつても、今あたかも今日初めてこの話をしたという話をしていますけれども、そんなことありませんよ。私は坂口大臣ほど詳しくはないけれども、こういう議論はよくしてきたと。これはもう坂口大臣も間違いないとお答えしているし、今後更にこの参議院で審議を、議論を深めていけばいいと思つております。

○小池晃君 全くでたらめであります。

坂口大臣は、五月七日の衆議院厚生労働委員会でこの問題について質問されて、私も新聞を拝見して初めて知ったわけでございますと、こう答弁しているじゃないですか。五月七日ですよ。こんなこと知らずにあなたはずっと衆議院の審議やつてきたわけですよ。のこと、あなた、議事録でちゃんと残っているんですから、ごまかしちゃいけない。今回の政府案が本当に偽りで塗り固められているものであるということは、私はつきりしたというふうに思います。

以後の、そして国会議員になつたときのその納付状況というのは、これはやはり公人としての、法律を作るんですから国会議員というのは、法律を作る国会議員としての特別の責任あるんですよ。そこについて個人の責任に任せるなんというやう方は、私は全く間違っていると。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君）まあそれぞれ個人の考え方があるでしょう。政治家として世間のいろいろな批判にどう対応していくか、どう信頼を確保していくか、私は個々人が判断する問題だと思っております。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君）　公表をしていない議員がどう判断するかであります。

○福島瑞穂君　違います。自民党總裁の責任として国民への説明責任を尽くすべきです。私は政府ではないですか。

百年安心だというふうに宣伝してきましたが、その二つとも、保険料上限設けます。給付は下限を設けますと、両方うそだつた。百年安心どころか百年不安の年金制度だと。しかも、都合の悪い未納議員の公表すらやろうとしない。こんな中で、國民に限りない痛みを押し付ける法案をこんな通

○福島瑞穂君 政黨の説明義務、そして政府・与
党的この法案を提案し審議する責任ということか
らいえば、個人の問題ではないです。責任持つて
襟を正し、情報公開をするべきです。透明性のない
ところでこの議論を參議院の厚生労働委員会では
できませんが、いかがですか。

与党の責任は重いと考えます。この法案を審議してほしいという資格があるのかどうかと思いま
す。

さらに国会議員の全金保険料の支拂いをいたしました。問題が国民の激しい怒りを呼んでおります。法律を作ることをやめ、国会議員には私特別の責任があると思つています。国会議員になつてからの八六年の強制加入以後の納入歴を公表する、これは私は個人の責任ではなくて政党の責任であるというふうに考えておりますし、我が党はこういう立場で各党に先駆けて五月六日に全国会議員について公表しました。しかし、自民党はいまだに公表をしていません。

いた議員もいたわけですから、こういうことがないようになります。そういうことによつて責任を果たしていくべきやならないと思つております。

○福島瑞穂君 しかし、これはもう公人情報です。なぜ明るかでできなつか美は分かりません。明

○副大臣(谷畠孝君) 私の年金につきましては、
大学を出まして、地方公務員でございましたから
そのころは……

ると思ひます。しかし政府と与党なセ福ナ品は
は同席をしながらかうように公表が遅れたのでしょ
うか。

一元化抜本改革。そんなことは目撃が絶対にあります。改悪法案は、廃案に追い込むべき以外に道はない。と考えます。

らかにすると何かまずいこともあるんですねから、強行採決あるいは参議院で成立させた後に情報公開を続けるので納得がいきません。これは審議の前提として明らかにしてください。なぜこの当たり

○福島瑞穂君 洽みません。短く、なぜ遅れたか
お願ひします。

れ、個人任せにすべき問題ではない、このことを明らかにするのは法律を議論する政党としての責任だというふうに考えます。これ公表することを求めたい、いかがですか。これをなくして国民の

私も、総裁として、自民党は責任持つて全議院の情報を公開すべきであると考えます。なぜならば、公開の方法がおかしいからです。例えば、衆議院厚生労働委員会の委員長、五月十四日、衆議

前 情報を公開できないのか、しかも自民党だけが。いかがですか。

の、保険庁に問い合わせをして、そして十日にな
の書類をいただいて、はつきり申し上げましたら
五年十一か月、参議院議員の時代、後はその前
も払っていますし、衆議院も全部完納しておるわ
たる事じよし、つづくは、今度はさう

院で強行採決がされたはるか後に十一年十一か月で、
という未納のことが分かりました。副大臣にして
もそうです。菅さんが行政ミス、あれが分かつた
のは四月二十八日です。でも、副大臣の公表はすつ
と遅れます。このように、「口をぬぐつて知らん」と
りしていくれば法律が成立する、このようなな
態度はおかしいです。

個々人に、個々人に任せればいいと。
○福島瑞穂君 ですから、お願いいたします。言つた人は、正直者はばかを見るんですか。そういうじゃないでしよう。衆議院の厚生労働委員会の委員長ですら、強行採決をしたはるか後に公表をしていきます。こんなのは不公平だと国民が思い、年金に対する信頼感、国会に対する信頼感を失つていい

けですけれども、その部分は、今繩理がおもしろいましたように、厚生年金でずっと天引きされておったことで、うつかり、その当時、その認識不足の中五年十一ヶ月未納であったということでありまして、そういうことで急速、過日、記者会見をさせていただいたと、こういうことです。

○福島瑞穂君　政府・与党の責任はやはり重いと言つづらと申します。ところは、閣僚の中で主

○小池晃君　全く無責任だと思いますね。私はこう言つてゐるんですよ。八六年以後の、強制加入

政治家のこの年金の納入の問題は、個人情報ではなく公人情報であると考えますが、いかがで

もう一度お聞きします。公表している人がたゞ
わけです。

言わざるを得ません」といふのを、間伐の口うたに納つてゐるが、これが、この二十三日、薙

さんが明らかになつたのが二十八日です。副大臣ですよ。この法案を提案する厚生労働省の副大臣、なぜ分からないんですか。うつかりミスは確かに私はあるかもしれないと思います。しかし違

○副大臣（谷畠孝君）確かに今から十一年前のことで、といえども五年十一か月未加入であつたことについては本当に、正直な話、悔やまれてならないところでありますし、また副大臣という立場の中で強く自己批判もし、また総理もおつしやつていますように、この年金等含めて、国民に信頼されるよう、しっかりと法案を通していく中で、また与野党の中で様々の年金に対する欠点なりその辺りの状況についてはどう補完していくかという、そういう中でしっかりと責任を果たしていくかなきやならないと、このように思つてゐるわけであります。

座を降りざるを得なかつたのは、その発表の仕方やその後の対応、それまでのいろんなことが影響していると思います。すると、私は副大臣自身の発表が遅れる、自分のことをきちつと、この法案を出す責任者としてきちつとやらぬことが問題です。任命権者としての総理大臣の責任、閣僚の人たちに対する責任、副大臣に対する責任も本当にあります。今取るべき道は、辞職をするか、この法案を廃案にするかしかないと考えます。

この法案は、問題を先送りにした欠陥法案です。例えば女性と年金についても、例えば、二号で保険料を払う、三号被扶養者となつて自分は保険料を払わない、離婚すると一号が二号になる。ライフスタイルによって全く違つてしまします。どんなライフスタイルを取ろうとも安心な年金制度がないと。

三党合意で抜本改革というのであれば、今すぐこの法案を廃案にすべきであるということを強く申し上げ、私の質問を終わります。

○西川きよし君 西川でございます。よろしくお願ひいたします。

今から八年ほど前になると思いますが、当時、総理が厚生大臣でございました。私も、もう総理に御質問をさしていただくのは、この部屋ではもう最後かと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

そのころ社会保障制度についてお伺いをいたしました。そのころ総理がおっしゃったのは、社会制度を作っていくには、西川さん、一番大事なものは個人あるいは家族でもそれには限界があると。自助、共助、公助、この三者のバランス、この制度をどうやって作っていくのかということが本当に難しいというふうにおっしゃっておられました。そして、当時の厚生省にもアボなしでもお尋ねいたしましたところ、厚労省事務官、本当にそ

思つておられます、皆さんにお願いをしてお願いをして、そして、全国の人たちに喜んでいただいて、そして、政府の方に理解をしていただき。本当にそういうことでは御迷惑を大変お掛けしたんですけども、今後この与野党協議機関でこうした議論を、共助、公助、自助、このバランスというの、総理、現状は崩れているんでしょうか、本日お伺い

○内閣総理大臣（小泉真一郎君） これは西川議員が今日が最後だということになりますが、これはちょっと惜しいんじゃないかなと私は思つてゐるんです。私は厚生大臣していくから西川議員がちよくちよく厚生省においてになつて、福祉一筋、もういろいろな障害者の団体、あるいはお年寄りの問題、介護の問題、実際に現場の声を聞き、よく見て、大臣の私のところにもよくお話しに来、陳情に来たことを覚えております。そういうことを考えますと、これで最後だと言わないで、西川さんだったら、また選挙出れば当選しますよ。どうかこれからも頑張つて国會議員で活動を続けて、福祉活動はもとより、普通の政治家よりも影響力あるんですから、もっと頑張つていただきたいと思いますよ。

ンスの問題ですけれども、これ非常に難しいんで
す。しかし、自ら助ける自助、ともに助け合う共
助、それでも無理な公助、公、国、地方公共団体
が助ける、この三つの組合せが一番大事でなければ

ども、一番大事なのは自ら助ける精神。この自ら助ける精神がないと、個人も企業も社会も国も發展しない。しかし、どうしても自分だけの力では足りないところがあるから、人間社会支え合って、ともに助け合おう。しかし、そうでもなかなか難しいと。年金一つ取ればそうですよ。自分たちの保険料、そして受け取る方々、保険料だけで給付は賄えないから税金を投入するわけでしょう。そうすると公助です。

この組合せとしないに、それが適切かとしないとは、年金にしても介護にしても医療についても、その時々の社会情勢それから現実の保険制度の現状、財政、全体を見ないとなかなかどれがいいバランスだということは言えないと想います。これ今、年金一元化しようと言っていますけれども、年金一元化した場合には恐らく税金をかなり投入することになりますね。年金・福祉目的税を創設しようと民主党は主張しておりますが、そうなりますと、やっぱり保険料は下げても新たな消費税を設けなきやならない。そうなると、これ公助というのは多くなりますね。

国なり公共団体の負担の割合と自らの保険料でやつていく割合と、もう自分の貯金で年金のお世話にならないという人はごくわずかだと思いますが、そういう方もいます。その組合せというのは、その時々の情勢、社会情勢、そして制度を永続的に維持するためにはどの程度の給付と保険料の負担と、それでできないんだったら幾ら税金を投入するか、この組合せしかないんです。

そういう点をよく考えて、これから社会保障制度全般にわたった与野党協議会ができますから、このような議論はしっかりと、どのような制度を作るにしても、総論として共有した認識を持たなければいけないと思っております。

短い時間ですけれども、全国の方々が先が見え
る、幸せになれるんじやないかな、そういつた御
答弁、分かりやすい御答弁をよろしくお願ひした
いと思います。

子供たちが後々本当に暮らしやすい、生活のしやすい世の中を作つていかなければ、總理は、子供は抱き締めてそつと下ろして歩かせると、この部屋で何年か前にお伺いをいたしました。そういつた子供たちが希望を持つて生活ができるよう、お年寄りはまた幸せになれるように、よろしくお願いをしたいと思います。

かれいそとうではないかななどいうふうに思いますが、年金でいえば、この一〇%を自助努力だけではなくなかなか難しいと思うんですけれども、そのときの手だてといいますか、何かお考えいただいているんでしょうか。一分ぐらいお願ひしたいんですねが。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 自助努力じゃできないからこそ保険制度があるんです、今の公的保険。年金も強制加入になりました。医療保険の場合は入っている方が多い、しかし年金だと未加入者が多いというのは、やっぱり医療保険というのは身近に感じているんですね、みんなが。いつも自分は病気になるからならない、その場合は三割負担でいい、あるいは三割負担でも百万円掛かった場合は三十万払わないでいいと、上限、五、六万の上限がありますね。それはやっぱり自分は入っておかぬぎやまざいと思っているから医療保険の未加入者は少ない。

だから、そういう自分たちだけはどうしても何か困ったときがあると生活できない、あるいは病気が治せないということになると、助け合いの精神分かりますから、やはり自助だけでは無理だからこそ社会保障制度、その社会保障制度の基本が年金であり介護であり医療であり、そして生生活保護だと。これはやっぱりしつかりとして、どのような政党が改収だろうと、払はしつかりとして

ものにしていかなきやならないと思つております。

○西川きよし君 総理、一年後には働く人が減つていく。高齢になつてもそういつた、今いろいろ御答弁をいただきましたが、働く場がないと本当に不安だと思います、六十になつても六十五になつても。でも、今も四十五歳でももう再就職は大変難しうございます。この部分では厚生労働大臣に一言いただきて、最後に総理にいただいて終わりにしたいと思いますが、それが安心できるようないい御答弁をお願いします。

○国務大臣(坂口力君) おっしゃるように、これからこの年金制度を補完していく自助のところで一番大事なことは、六十歳代の雇用、そして女性の雇用、ここどころが一番大事なところだとも思つております。そこがやはりしっかりとできるような世の中を作ることができるかどうかによって私は今後大きく変わってくるというふうに思います。

今、最高一八・三%というふうに言つておりますが、あるいは女性の働き方、あるいは賃金、そして六十歳代の雇用の動向によりましては、あるいはそんなに上げなくて五〇%はできるかもしれない。それは、一八・三%まで上げていかながら、その余った分は五〇%よりもより良い年金にしていくのか、そうしたことは後世の人が私は考えることだというふうに思つておりますが、そうした努力というものがやはり大事だというふうに思つている次第でございます。

○委員長(国井正幸君)

小泉内閣総理大臣、時間

が来ていますので。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) はい、一言。

去年五・五%の失業率が今四・七%に減つてきています。更に減らすように、失業対策、雇用対策、努力していきたいと思います。

○西川きよし君 どうぞよろしくお願ひします。

ありがとうございました。
○委員長(国井正幸君) 以上で内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後四時六分休憩
〔休憩後開会に至らなかつた〕

五月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、マッサージ診療報酬の適正な引上げに関する請願(第二二四一号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二二四二号)(第二二四三号)(第二二四四号)(第二二四五号)(第二二四六号) 第二二四七号)(第二二四八号)(第二二四九号)

(第二二五〇号)(第二二五一号)(第二二五二号)(第二二五三号)

一、年金改悪反対に関する請願(第二二五七号)

一、パーキンソン病患者・家族の療養生活の質向上(QOL)に関する請願(第二二五八号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二二五九号)(第二二六〇号)(第二二六一号)(第二二六二号)(第二二六三号)(第二二六四号)(第二二六五号)(第二二六六号)

(第二二六七号)

一、年金制度の改悪中止に関する請願(第二二七二号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二二七三号)(第二二七四号)(第二二七五号)(第二二七六号)

一、業者婦人の健康を守る施策等に関する請願(第二二七八号)

一、骨髄バンク利用にかかる患者負担金への医療保険適用に関する請願(第二二八二号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二二八三号)(第二二八四号)(第二二八五号)(第二二八六号)(第二二八七号)(第二二八八号)

一、年金改悪反対、だれもが安心できる年金制度の拡充に関する請願(第二二三五八号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二二三五九号)(第二二三六〇号)(第二二三六一号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二二三六二号)(第二二三六三号)

一、年金改悪反対、最低保障年金制度の創設に関する請願(第二二三五五号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二二三三六号)(第二二三三七号)(第二二三三八号)(第二二三三九号)

一、年金改悪反対、安心できる年金制度の確立に関する請願(第二二三三三号)

一、介護・福祉・医療制度における障害者家庭の費用負担の軽減等に関する請願(第二二三三四号)

一、二十四年の年金改悪反対、最低保障年金制度の創設に関する請願(第二二三五五号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二二三三六号)(第二二三三七号)(第二二三三八号)(第二二三三九号)

一、年金改悪反対、だれもが安心できる年金制度の拡充に関する請願(第二二三五八号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二二三五九号)(第二二三六〇号)(第二二三六一号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二二三六二号)(第二二三六三号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二二三六九号)

九四号)(第二二九五号)(第二二九六号)(第二二九七号)(第二二九八号)(第二二九九号)(第二三〇〇号)(第二三〇一号)(第二三〇二号)(第二三〇三号)(第二三〇四号)

一、正な任命に関する請願(第二三七〇号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三七一号)(第二三七二号)(第二三七三号)

一、だれもが安心できる年金制度への拡充に関する請願(第二三〇五号)

一、医療費負担の軽減、年金改悪の中止に関する請願(第二三〇六号)

一、患者負担の軽減と社会保障充実に関する請願(第二三一一号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三一七号)(第二三一八号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第二三二一号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三二二号)(第二三二三号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第二三二三号)(第二三二四号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三二五号)(第二三二六号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三二七号)(第二三二八号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三二九号)(第二三三〇号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三一号)(第二三三二号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三三号)(第二三三四号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三五号)(第二三三六号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三七号)(第二三三八号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三九号)(第二三三一〇号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三一一号)(第二三三一二号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三一三号)(第二三三一四号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三一五号)(第二三三一六号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三一七号)(第二三三一八号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三一九号)(第二三三二〇号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三二一号)(第二三三二二号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三二三号)(第二三三二四号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三二五号)(第二三三二六号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三二七号)(第二三三二八号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三二九号)(第二三三三〇号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三三一号)(第二三三三二号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三三三号)(第二三三三四号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三三五号)(第二三三三六号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三三七号)(第二三三三八号)

号)

一、第二十八期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願(第二三七〇号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三七一号)(第二三七二号)(第二三七三号)

一、だれもが安心できる年金制度への拡充に関する請願(第二三〇五号)

一、医療費負担の軽減、年金改悪の中止に関する請願(第二三〇六号)

一、患者負担の軽減と社会保障充実に関する請願(第二三一一号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三一七号)(第二三一八号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第二三二一号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三二二号)(第二三二三号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第二三二三号)(第二三二四号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三二五号)(第二三二六号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三二七号)(第二三二八号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三二九号)(第二三三〇号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三一号)(第二三三二号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三三号)(第二三三四号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三五号)(第二三三六号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三七号)(第二三三八号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三九号)(第二三三一〇号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三一一号)(第二三三一二号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三一三号)(第二三三一四号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三一五号)(第二三三一六号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三一七号)(第二三三一八号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三一九号)(第二三三二〇号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三二一号)(第二三三二二号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三二三号)(第二三三二四号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三二五号)(第二三三二六号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三二七号)(第二三三二八号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三二九号)(第二三三三〇号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三三一号)(第二三三三二号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三三三号)(第二三三三四号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三三五号)(第二三三三六号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三三七号)(第二三三三八号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三三九号)(第二三三三一〇号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三三一一号)(第二三三三二〇号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三三三号)(第二三三三四号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三三五号)(第二三三三六号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三三七号)(第二三三三八号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二三三三九号)(第二三三三一

請願者 愛媛県新居浜市中筋町一ノ一三〇 九名	請願者 熊本市新屋敷三ノ三ノ一七 上野 修一 外九百九十二名	請願者 青森県十和田市洞内下豊良二七〇 一一 田村多幸 外九百九十九名
紹介議員 野間 起君	紹介議員 魚住 汎英君	紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。	この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。
第二三四五号 平成十六年四月二十三日受理 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願 請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八 ノ五F 澤原裕之 外九百九十九	第二三五〇号 平成十六年四月二十三日受理 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願 請願者 大分市大字下戸次四、一二五五 曾 我淳史 外二百二十名	第二二五八号 平成十六年四月二十三日受理 パーキンソン病患者・家族の療養生活の質向上 (QOL)に関する請願 請願者 群馬県前橋市古市町一ノ一ノ七 城田幸子 外七百七名
紹介議員 若林 正俊君 名	紹介議員 仲道 俊哉君	紹介議員 海野 徹君
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。	この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。	この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。
第二三四六号 平成十六年四月二十三日受理 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願 請願者 滋賀県大津市仰木四ノ一三ノ三八 村上歩 外千九百九十八名	第二三五一号 平成十六年四月二十三日受理 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願 請願者 名古屋市中川区下之一色町古川一 九ノ一 浜田康作 外千九百九十九	第二二六三号 平成十六年四月二十三日受理 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願 請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八 ノ五F 河津健治 外九百九十九
紹介議員 大田 昌秀君 この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。	紹介議員 鈴木 政二君 この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。	紹介議員 山本 一太君 この請願の趣旨は、第一〇七四号と同じである。
第二三四七号 平成十六年四月二十三日受理 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願 請願者 名古屋市中川区下之一色町古川一 九ノ一 浜田康作 外千九百九十九	第二三五二号 平成十六年四月二十三日受理 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願 請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八 ノ五F 佐野隆司 外千九百九十九	第二二六四号 平成十六年四月二十三日受理 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願 請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八 ノ五F 吉永一郎 外九百九十九
紹介議員 木俣 佳丈君 この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。	紹介議員 堀 利和君 この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。	紹介議員 北澤 俊美君 この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。
第二三四八号 平成十六年四月二十三日受理 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願 請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八 ノ五F 山口繁人 外九百九十九	第二三五三号 平成十六年四月二十三日受理 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願 請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八 ノ五F 林良子 外千九百九十九	第二二六五号 平成十六年四月二十三日受理 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願 請願者 滋賀県近江八幡市西本郷町東八ノ 一三 根来千鶴子 外千九百九十九
紹介議員 畑野 君枝君 この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。	紹介議員 勝木 健司君 この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。	紹介議員 北澤 俊美君 この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。
第二三四九号 平成十六年四月二十三日受理 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願 請願者 神奈川県海老名市門沢橋一、一〇	第二三五七号 平成十六年四月二十三日受理 年金改悪反対に関する請願 請願者 神奈川県海老名市門沢橋一、一〇	第二二六二号 平成十六年四月二十三日受理 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願 請願者 滋賀県大津市本堅田三ノ五ノ三 山本純 外千九百九十九名
紹介議員 清水 達雄君 この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。	紹介議員 吉田 博美君 この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。	紹介議員 服部三男雄君 この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。
第二三四九号 平成十六年四月二十三日受理 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願 請願者 神奈川県海老名市門沢橋一、一〇	第二三五七号 平成十六年四月二十三日受理 年金改悪反対に関する請願 請願者 神奈川県海老名市門沢橋一、一〇	第二二六七号 平成十六年四月二十三日受理 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願 請願者 滋賀県大津市本堅田三ノ五ノ三 山本純 外千九百九十九名

紹介議員 江田 五月君
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。

第二二七二号 平成十六年四月二十三日受理
年金制度の改悪中止に関する請願

請願者 愛知県稻沢市下津片町三五 工藤 博志 外千名

紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第一七九二号と同じである。

第二二七三号 平成十六年四月二十三日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 横木県真岡市柏田六〇五 川俣一 外三千九百九十九名

紹介議員 谷 博之君
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。

第二二七四号 平成十六年四月二十三日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 岐阜県中津川市中一色町四ノ六〇 外三千九百九十九名

紹介議員 山下八洲夫君
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。

第二二七五号 平成十六年四月二十三日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 枝木県真岡市柏田六〇五 川俣一 外三千九百九十九名

紹介議員 伊藤三雄 外三千九百九十九名
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。

第二二七八号 平成十六年四月二十六日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 枝木県宇都宮市今泉町一、四四〇 九名

紹介議員 岸 宏一君
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。

第二二七八号 平成十六年四月二十六日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 枝木県宇都宮市今泉町一、四四〇 九名

紹介議員 平野 貞夫君
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。

第二二七六号 平成十六年四月二十三日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八 五F 田嶋公典 外九百九十九名

紹介議員 岸 宏一君
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。

第二二八一号 平成十六年四月二十六日受理
業者婦人の健康を守る施策等に関する請願

請願者 石川県小松市矢田野町七一四ノ一 五F 川辺典子 外九百九十九名

紹介議員 岸 宏一君
この請願の趣旨は、第二〇八号と同じである。

第二二八二号 平成十六年四月二十六日受理
骨髄バンク利用にかかる患者負担金への医療保険適用に関する請願

請願者 三重県三重郡川越町龜尾新田一〇 〇ノ二 加藤敏江 外二万九千九百九十九名

紹介議員 岸 宏一君
この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第二二八三号 平成十六年四月二十六日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 枝木県芳賀郡益子町大沢一、四三 九百九十九名

紹介議員 矢野 哲朗君
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。

第二二八四号 平成十六年四月二十六日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 枝木県宇都宮市今泉町一、四四〇 九十五 大澤美香 外千九百九十九名

紹介議員 岸 宏一君
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。

第二二八五号 平成十六年四月二十六日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡土山町市場二六五 島田千代子 外千九百九十九名

紹介議員 岸 宏一君
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。

第二二八六号 平成十六年四月二十六日受理
年金制度の改悪中止に関する請願

請願者 北海道釧路市貝塚二ノ一一ノ八 江端澄子 外六十名

紹介議員 岸 宏一君
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。

第二二八七号 平成十六年四月二十六日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八 五F 田中昌子 外九百九十九名

紹介議員 山崎 力君
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。

第二二八六号 平成十六年四月二十六日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 東京都国分寺市並木町一ノ三ノ六 五F 片山史子 外九百九十九名

紹介議員 浜四津敏子君
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。

第二二九四号 平成十六年四月二十六日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八 五F 山本喜代己 外千九百九十九名

紹介議員 郡司 彰君
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。

第二二九五号 平成十六年四月二十六日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 名古屋市中川区下之一色町古川一 九ノ一 普天間友香 外九百九十九名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。

第二二九六号 平成十六年四月二十六日受理
年金制度の改悪中止に関する請願

請願者 北海道釧路市貝塚二ノ一一ノ八 九名

紹介議員 宮崎 秀樹君
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。

第二二九七号 平成十六年四月二十六日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八 五F 小上亮藏 外千九百九十九名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。

第二二九八号 平成十六年四月二十六日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 東京都品川区旗の台二ノ八ノ二一 九名

紹介議員 岩永 浩美君
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。

第二二九九号 平成十六年四月二十六日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 東京都品川区旗の台二ノ八ノ二一 九名

紹介議員 小林 元君
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。

第二二九〇号 平成十六年四月二十六日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 東京都品川区旗の台二ノ八ノ二一 九名

紹介議員 阿南 一成君
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。

第二二九三号 平成十六年四月二十六日受理
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。

第二二九八号 平成十六年四月二十六日受理
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願 請願者 埼玉県草加市両新田東町八六ノ一 佐藤みい 外九百九十九名	この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。
紹介議員 山根 隆治君	
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願 請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八 ノ五F 野口宏 外九百九十九名	この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。
紹介議員 田村耕太郎君	
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。	
第二三〇九号 平成十六年四月二十六日受理 請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八 ノ五F 野口宏 外九百九十九名	この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。
紹介議員 田村耕太郎君	
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。	
第二三〇〇号 平成十六年四月二十六日受理 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願 請願者 東京都東大和市藏敷三ノ六九三 外川康徳 外千九百九十九名	この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。
紹介議員 清水嘉与子君	
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。	
第二三〇一号 平成十六年四月二十六日受理 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願 請願者 埼玉県川越市市場一、一八五ノ一 一ノBノ一〇一 水村隆典 外九 百九十九名	この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。
紹介議員 関口 昌一君	
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。	
第二三〇二号 平成十六年四月二十六日受理 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願 請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八 ノ五F 松岡建興 外九百九十九	この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。
紹介議員 小川 敏夫君	
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。	
第二三〇三号 平成十六年四月二十六日受理 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願 請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八 ノ五F 松岡建興 外九百九十九	この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。
紹介議員 小川 敏夫君	
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。	
第二三〇四号 平成十六年四月二十六日受理 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願 請願者 中野江美子 外九百九十九名	この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。
紹介議員 北岡 秀二君	
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。	
第二三〇五号 平成十六年四月二十六日受理 だれもが安心できる年金制度への拡充に関する請 願 請願者 横浜市港南区日野九ノ二四ノ一五 渡部慶子 外九百七十三名	この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。
紹介議員 畑野 君枝君	
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。	
第二三〇六号 平成十六年四月二十七日受理 医療費負担の軽減、年金改悪の中止に関する請願 請願者 名古屋市熱田区六番二ノ七ノ一九 大川浩正 外九百三十九名	この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。
紹介議員 大脇 雅子君	
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。	
第二三〇七号 平成十六年四月二十七日受理 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願 請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八 ノ五F 安藤教子 外九百九十九	この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。
紹介議員 池田 幹幸君	
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。	
第二三〇八号 平成十六年四月二十七日受理 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願 請願者 名古屋市中川区下之一色町古川一 九ノ一 坂野和彦 外九百九十九	この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。
紹介議員 佐藤 泰介君	
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。	
第二三〇九号 平成十六年四月二十七日受理 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願 請願者 兵庫県尼崎市若王寺三ノ三〇ノ一 二 吉田初美 外九百九十九名	この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。
紹介議員 藤原 正司君	
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。	
第二三一〇号 平成十六年四月二十七日受理 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願 請願者 大阪府吹田市佐井寺二ノ三〇ノ二 八ノ三〇四 片山貴子 外九百九十九	この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。
紹介議員 宮本 岳志君	
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。	
第二三一一号 平成十六年四月二十七日受理 患者負担の軽減と社会保障充実に関する請願 請願者 大阪府大東市深野北一ノ一二ノ一 ○ 砂町美晴 外七千百九十名	この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。
紹介議員 宮本 岳志君	
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。	
第二三一二号 平成十六年四月二十七日受理 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願 請願者 神奈川県横須賀市津久井三ノ三〇 二ノ一〇三 瀬谷房子 外九百九十九	この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。
紹介議員 齋藤 勲君	
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。	
第二三一三号 平成十六年四月二十七日受理 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願 請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八 ノ五F 小倉久美子 外九百九十九	この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。
紹介議員 又市 征治君	
この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。	

第二三三三号 平成十六年四月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 宮城県古川市塙ノ目字屋敷九二ノ一
佐々木れい子 外千七百八十
九名

紹介議員 愛知 治郎君

この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第二三三三号 平成十六年四月二十八日受理
二千四年の年金改悪反対、安心できる年金制度の確立に関する請願

請願者 長野市上駒沢一、三二九ノ二五
村松博 外七千四百九十九名

紹介議員 又市 征治君

二〇〇四年度の税制改正と年金制度改革の内容は、保険料を大幅に引き上げ、給付は大幅に引き下げ、更に増税するというものである。これでは無年金・低年金者が増大する一方で、公的年金への不信は深まるばかりである。与党は、財源がないからと主張しているが、税金の使い道を変えれば済むことである。税金に占める社会保障費の割合は、日本の二九%に対し、アメリカ四七%、ドイツ四四%、イギリス三四%と報道されている。

紹介議員 長野市上駒沢一、三二九ノ二五
星山栄 外三十八名

紹介議員 愛知 治郎君

二千四年の年金改悪反対、安心できる年金制度の確立に関する請願

請願者 福島市御山鉄砲番三四ノ一 高橋
美恵子 外九百九十九名

この請願の趣旨は、第一二五六号と同じである。

第二三三六号 平成十六年四月二十八日受理
二千四年の年金改悪反対、最低保障年金制度の創設に関する請願

請願者 北海道室蘭市白鳥台四ノ一一ノ九
星山栄 外三十八名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一二五六号と同じである。

第二三三六号 平成十六年四月二十八日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 京都府福知山市上天津一九 桐村
美智子 外千二百十九名

紹介議員 後藤 博子君

この請願の趣旨は、第一二五六号と同じである。

第二三三七号 平成十六年四月二十八日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 京都府京丹後市峰山町字浪花二六
栗倉妙子 外三千名

紹介議員 松井 孝治君

この請願の趣旨は、第一二五六号と同じである。

第二三三八号 平成十六年四月二十八日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 京都市上京区黒門通下長者町上ル
南小大門町五六三 田代早苗 外
三千一名

紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第一二五六号と同じである。

第二三三九号 平成十六年四月二十八日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 東京都町田市能ヶ谷町一、五二一
ノ一二七 藤本隆子 外九百九十九名

紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第一二五六号と同じである。

第二三三九号 平成十六年四月二十八日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一〇五六号と同じである。

第二三五六年号 平成十六年四月二十八日受理
年金制度の改悪中止に関する請願

請願者 東京都国立市中一ノ二一〇ノ一七
田中玉枝 外五百八十二名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一七九二号と同じである。

第二三五七年号 平成十六年四月二十八日受理
パーキンソン病患者・家族の療養生活の質向上に関する請願

請願者 岐阜県可児市長坂八ノ九二 小澤
二三男 外四百五十五名

紹介議員 大野つや子君

この請願の趣旨は、第一〇七四号と同じである。

第二三五八年号 平成十六年四月二十八日受理
年金の大改悪反対、だれもが安心できる年金制度の拡充に関する請願

請願者 東京都足立区伊興一ノ二一〇ノ三六
山崎成子 外四十名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一二〇五六号と同じである。

第二三六〇号 平成十六年四月二十八日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 島根県松江市東朝日町二〇四ノ一
ノ一〇一 清水美由紀 外千九百九十九名

紹介議員 上杉 光弘君

この請願の趣旨は、第一〇五六号と同じである。

第二三六一年号 平成十六年四月二十八日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八
ノ五F 尾澤勢津子 外千名

紹介議員 青木 幹雄君

この請願の趣旨は、第一〇五六号と同じである。

第二三六二号 平成十六年四月二十八日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 岐阜県多治見市希望ヶ丘三ノ七五
安藤美由紀 外千九百九十九名

紹介議員 中原 爽君

この請願の趣旨は、第一〇五六号と同じである。

第二三六三号 平成十六年四月二十八日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八
ノ五F 岡田ちせ子 外千名

だれもが安心できる年金制度の拡充を求める。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、保険料の引上げ・給付の削減などの年金改悪をやめ、安心できる年金制度を確立すること。

二、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願をやめ、安心できる年金制度を確立すること。

三、請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八
ノ五F 滝本里香 外九百九十九名

平成十六年五月二十六日印刷

平成十六年五月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P